



027330-000-4

特26-511

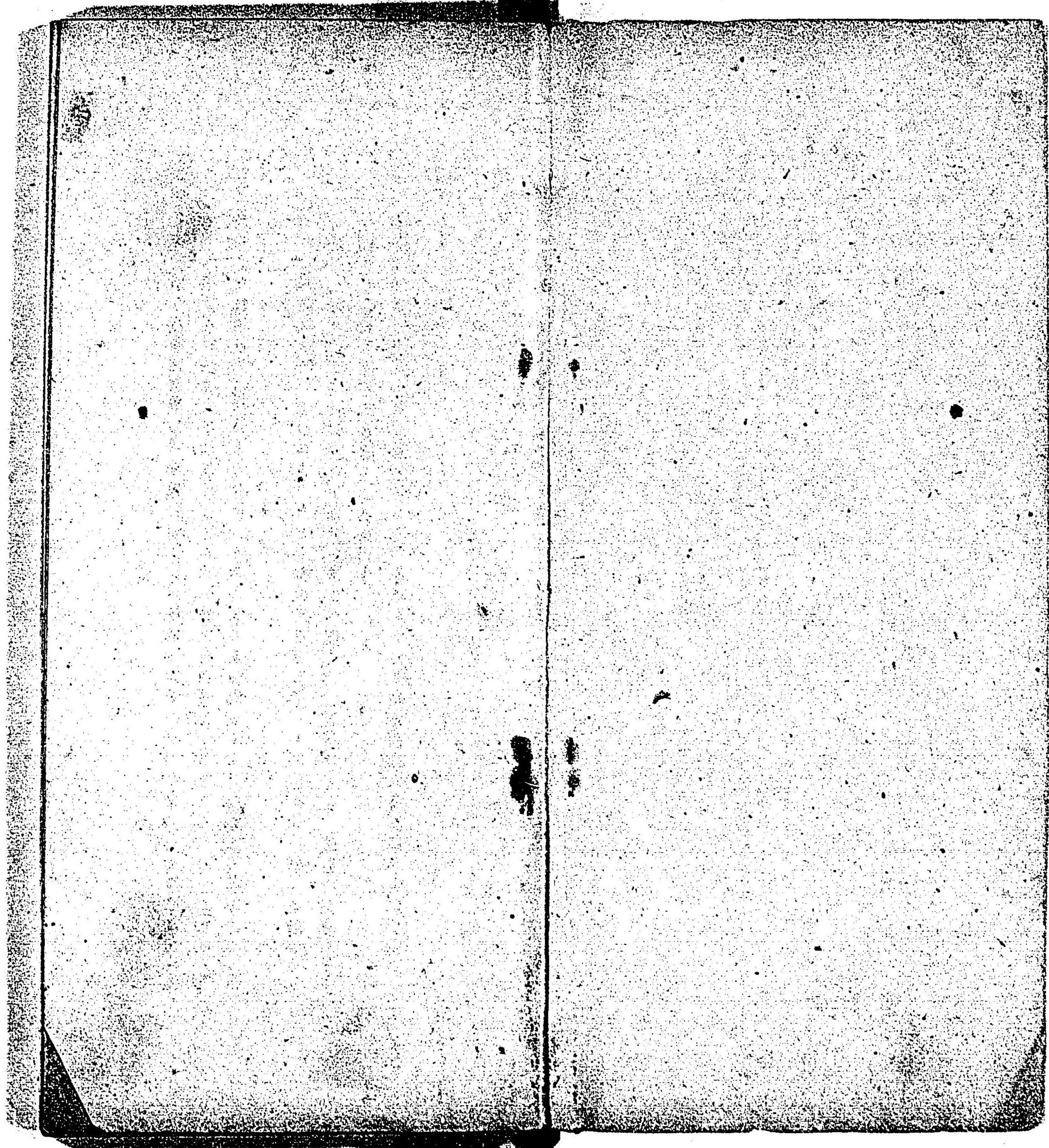
祝祭送迎婚礼葬儀準備案内

可南子/著

M38

ADJ-0083





可南君の新著題して「祝祭送迎婚禮葬儀準備案内」と謂ふが故に、這般典禮の新式最新式を説きたる勿論なるも、其内容を驗するに、典禮の種類、こゝに列擧したるものより多く、其準備執行の方式亦た幾んど新舊東西に涉りて細説論評す、乃ち余は其内容の却つて表題に優るの點に於いて、名實相合はざるを多とし、奇とし、頗る余の意を得たりとなす、思ふに、情と實とは本にして、形と文とは末なり、一代をして、形と文との末のみに走らしむるは、可南君の本意にあらざるべし、是余が本書を讀むもの、情を愷々實に愷々むの士たるべきを信ぜんと欲する所以也、

征露の二年水無月上院

なかばしの俳狂

林南五丈原ふるす

祝祭送迎婚禮葬儀準備案内目次

婚禮

婚姻と法律.....	一
婚姻の條件.....	二
婚姻の無効取消.....	六
婚姻前後の注意.....	一一
本人の共諾.....	一二
早婚の弊害.....	一五
目次.....	

目次

嫁前の心掛……………一九

婚姻儀式の経過……………二五

見合ひの慣例……………二五

結納の事……………二八

嫁の諸道具届け方……………三一

結婚式當日の服装……………三一

中宿と祝言の席……………三三

式上にて避くべき詞……………三五

色直し……………三六

床入り……………三七

近づき……………三七

三つ目の禮……………三八

里開き……………三八

神道の結婚式……………三九

諸行事の執行……………四〇

誓文の奏讀……………四一

耶蘇教の結婚式……………四二

司會者の祈禱……………四二

目次

目次

新夫婦の誓約.....四二

葬儀

佛教と一般葬式.....	四四
死亡後の手続.....	四四
死亡届方.....	四四
死者の取扱方.....	四六
親戚知己への訃報.....	四六
出棺を遅くへき日.....	四七

通夜のこと.....四八

入棺の式.....四九

來衆への饗進.....五一

葬式前後の手傳.....五二

葬儀社と葬具代.....五三

出棺後の事務.....五八

いよく出棺.....五八

葬式途上の定例.....六三

着棺後の儀式.....六五

目次

目次

六

墓地への埋葬……………六八

・着棺と星亨葬式の實例……………七一

火葬及び墓参……………七七

火葬場のいろく……………七七

墓参りと御經……………八〇

神道と葬式……………八三

葬式前の手續……………八三

葬式當日の手續……………八四

葬式後の手續……………八七

忌日の佛と送火點……………八八

耶穌教と葬式……………九〇

葬送前の手續……………九一

葬式當日の事……………九三

葬式後の祈禱……………九四

喪中の雑事……………九五

喪中心得……………九五

忌服……………九七

開喪……………一〇二

目次……………七

目次

重忌服..... 一〇二

吊文の作り方..... 一〇三

吊文の實例..... 一〇四

東郷大將の吊詞..... 一〇七

式上演説の方法..... 一一〇

演説の實例..... 一一一

死去の廣告文..... 一一三

廣告文の實例..... 一一四

送葬御禮廣告文..... 一一六

八

端書にての通知..... 一一七

谷中共濟會々則..... 一二七

同齊場案務規則..... 一二〇

死亡届..... 一二五

埋葬依頼文例..... 一二六

祝祭

諸種の祝式..... 一二八

祝捷會..... 一二八

目次

九

目次

祝捷會の實例……………一三五

在外祝捷の實例……………一三八

祝文作法及朗讀法……………一四二

祝捷文及答辭の實例……………一四三

祝電文……………一四六

山本大將の祝電……………一四七

伊東軍令部長の祝電……………一四八

祝捷旗及び提灯行列……………一四九

提灯行列の實例……………一五二

祝宴會……………一五三

園遊會の準備及案内……………一五九

賓客の席次……………一六一

粧飾室の設備……………一六二

來會者の注意點……………一六三

諸祝式に於ける神職の招聘……………一六五

開通又は架橋式……………一六六

兩國橋開通式の實例……………一六七

始業及落成式……………一七〇

目次

目次

開校式……………一七二

祭典のいろく……………一七三

祭典を行ふ場合……………一七三

祭禮の準備……………一七五

祭禮の種類及月……………一七六

社殿と神酒所の設備……………一七七

本祭と隆祭……………一七八

諸種の祭日……………一七九

神輿出御當時の列願……………一八一

祭場及齋場圖解……………一八二

神饌に供すべき物……………一八五

靖國神社祭典の實例……………一八五

吊魂祭の實例……………一八七

乃木大將の祭文……………一八九

有栖川宮御十年祭……………一九〇

送迎

送別順序……………一九三

目次

目次

送別會場の一斑……………一九四
見送り當日の事……………一九五
贈呈者の注意……………一九六
出發見送の實例……………一九八
車中にある者の見送り……………二〇一
歡迎一班……………二〇三
歡迎會の順序……………二〇三
停車場に着きし時の有様……………二〇四
歡迎者の服装……………二〇五

自宅迄迎送したる時……………二〇六
歡迎會の實例……………二〇七

目次をばり

目次

祝祭送迎
婚禮葬儀

準備案内

婚禮

可南子著

結婚は實に人生一代の大禮である、此式に依つて始めて夫婦の關係が起るべく、妻たる者は其家にあつて家政を治め、次で子を教育する等、却々重き責務を有たねばならぬ、假にかういふ譯であれば、結婚を爲す以前に於ても、妻たり大たる者の身分、性質、血統其家の家風など充分に取り調べて、何處迄も完全なる結合を遂げるべき、切に望ましか次第である、茲には参考の爲めに、結婚に關する百般の事情を掲げたれば、宜しく實際に當つて之に倣ふの便宜があらう。

婚禮

婚姻と法律

▲婚姻の條件

何ういふ條件を具へれば、婚姻は有効のものとなるか、之は是非とも知つておかなければなるまい、夫れに付て民法は第七百六十五條以下に示してある、今其大要を紹介すればこんなものである。

- 一 男は満十七年、女は満十五年以上のこと。
- 二 夫あり妻ある者は重ねて婚姻が出来ない、それを致せば重婚罪などに問はれる。

三 女は前婚の解消されるか又は、取消あつた日より六ヶ月を過ぎた後でなければ再婚を許さぬ。

四 姦通によつて離婚、又は刑の宣告を受けた者は相姦者と婚姻が出来ない。

五 直系血族又は三親等内傍系血族の間は婚姻を爲し能はぬ、尤も養子と養方の傍系血族の間はこの限りでないこと、そこで直系血族とは親より子、孫といふが如きを云ひ、傍系とは親等が直下せんで、同一の始祖から分れる者でない、假令ば自分の兄弟、自分の叔伯父母の如きである。

六 直系姻族の間に於ては婚姻を許さぬ、よし離婚したとか、夫婦の一方が死ん

だ場合に、生存て居る妻なり夫なりがその家を去つた時でも、尙ほ婚姻をなす譯にまゐらぬ。

七 養子、其配偶者、直系卑屬又は其配偶者と、養親又は其直系尊屬との間では、假令親族關係が止んだ後になつても、矢張り婚姻を許さぬ。

八 子が婚姻を致さふとせば、其家に在る父母の同意が肝腎である、が若し男が満三十年女が満二十五年に達すれば、強ち前の同意はいらぬとしてある、ところで右の同意は、父母の一方が知れぬとき、死んだとき、家を去つたとき、又は同意不同意を表することが出来ぬときは、父なり母なり一方の同意のみを得

ればよいことまた父母共に死で仕舞つたとか、何處へ行つたか分らぬ場合、父母が子の家を去つたので、その意思を表示する譯に行かぬとあれば、嫁に行き婿を貰ふ本人の萬一未成年でありとせば、その後見人及び親族會の同意を得ること。

九 繼父母又は嫡母が子の婚姻に同意せんければ、子は親族會の同意を得て婚姻することを得る。

十 婚姻は戸籍役場に行つて此事を届出ること、其届書には夫婦雙方及び、成年の證人二人以上の者が、口頭で又は署名する事を要する、其書式は後に示し

てあれば、宜しく参考するがよろしい。

十一 外國に在る日本人間で婚姻をしようと思へば、其國に駐在して居る日本の公使又は領事に其届出をする此場合にも矢張り前の手續が必要である。

▲婚姻の無効取消

之は民法七百七十八條以下に示してある、そして無効といふ

のは一方又は両方が結婚年齢の達しないとか、或は全く人違であつたといふ場合に、始めから婚姻が成立せんことで、取消とは、取消して始めて婚姻の効力が無くなる、さすれば取消さんうちは婚姻は成立して居るものと認める、今心得おくべき諸點を掲げやうか。

一 人違其他の事柄に因つて嫁婿の間に婚姻をする精神がなかつたとき。

二 當事者即ち両方の婚姻の届出をせんだとき、但し其届出の書式が單に違つて居る位では、婚姻は之が爲めに無効とはならぬ。

三 前婚姻の條件として擧げた、一より七迄の規則に違つた婚姻は、各本人その戸主、親族、若くは檢事からして、取消をば裁判所に請求が出来る、尤も檢事は本人中の一方が死んで仕舞つた場合には、この取消をば請求することが出来ない。

四 前婚姻條件中二より四の規定に反した婚姻は、本人又は以前に妻たり夫とな

つて居た者よりも、又其取消の請求を爲し得る。

五 男が十七年女が十五にならぬうちに、結婚したとあれば、その取消は不適齡中に爲し得るので、モ一適齡となつて仕舞つた後では出來ない、そこで取消をするには不適齡者が適齡に達した後、尙ほ三ヶ月間は取消は出來ると法文に見えるが、若し適齡後右の結婚を認めれば、認めた後は出來んことになる。

六 前婚姻條件の三の場合に於ける、規則に背いた婚姻は、前の結婚が解かるゝか或は、取消された日から六ヶ月を過ぎた後又は、再婚後懐胎したときは、勿論取消の請求権がなくなる。

七 婚姻條件の八に示す如き、婚姻を致してもよいか否やの同意を求むる場合に之をせんでしたとすれば、同意を爲す権利ある父母、後見人、親族會には裁判所に右の婚姻取消を求められ得る、又同意が詐欺強迫に依つて、知らず又は已むなく致した際にも、同じく取消請求の権利があるのだ。

八 專取消権は同意を爲す権利者が、婚姻のあつたことを知つた後または、詐欺を發見し若くは、強迫を免かれた後六ヶ月を過ぎたとき、同意を爲す権があるものが、後日右の婚姻を認めた場合、婚姻届出の日から二ヶ年を過ぎたとき等の事情あれば、取消の権利は消滅するに依りて、是非ともこの期限を忘れてはな

らぬ。

九 婚姻が取消されるれば、其取消以前の事には何等の効力も及ぼさない、さうして婚姻の當時にその取消の原因のあつたことをば知らなんだ嫁なり婿なりが、婚姻の結果財産を得たとすれば、現に利益を得て居る限度に於いて返還すべき義務がある、また婚姻の當時に取消の原因のあつたことを、知つて居つた嫁婿は、何れでも婚姻の爲めに得た利益の全部を返還するのが至當で、若し一方が云々なことは知らずに居つたとあれば、之より生じた損害賠償を請求するの権がある、詰り一方に詐されて婚姻をしたので、其婚姻より費した丈の金は、

賠償を求めらるゝ譯になるのだ。

此外法律上注意すべき点もあるが、これは又専門家に譲り、以上概略丈を記憶しておかば、充分であらうと信ずる。

婚姻前後の注意

夫れ婚姻の人生に取つて此上もなき重事なることは、既に前にも述べた通りである、然らば之を定める以前に於て、本人は申すに及ばず父母親戚の者共は、充分に左の諸點に注意し、且つ之を戒めねばならぬ。

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

▲●●●●●●●●●● 婚姻制度の沿革を見るに、其大昔しは婚姻は婦女をして其一生の間男子の命令まゝに従ふべきものという意味して居た、此時代には野蠻人種が各所に割居して部落を成しつゝ、一部落の土民は他部落に侵入し、婦女を掠奪して自分の妻と致した、今又婚姻の儀式を行ふ際、或は石又は草鞋などを投げて祝ふの慣習あるのは、掠奪婚の時代に於ける遺風であらう、即ち婦女を掠奪し合ふたる際に其掠奪を防ぐが爲めに、石や草鞋を投げたので、此邊より致してコンナ事が婚姻を祝ふ儀式とはなつた。

掠奪婚の風習も漸々衰へて來ると、今度は妻は家事に使役するが爲め之を買取り、

男子が生涯の所有物となすの思想が發達し、婚姻は全く賣買によつて成るものゝ如くなつた、その賣買は父と夫との間に成り、婦女は更らに關係しない、聞けばイスラントの古法には、少なくとも一マルクの價を以て婦女は購求のでなければ、法律上正當の婚姻でないとしたさうである、然しかゝる時代は永久迄も續く譯でなし、社會が公義を重んずるに至つて婦女は賣買物とするの理に背くことを知り、婚姻は尊屬親から婦女を贈與するによりて、成るものであるとなつた、史家は此時代を贈與婚の時代と申した、然し之れとても婦女を賣買の目的物とせなんだ丈で其の婦女をば財産同様に視たに付ては、隠れもなき事實である、だが能く考へて見ると開化

したといふ今日に於ても、まだコジナ積りで婚姻をやつて居る者があるらしい、誠に嘆はしい譯である。

思ふに婚姻は男女雙方の承諾が肝腎で、其以前に行はれ来た雙親の「いひなづけ」なると申すものは、漸次なくなつて参り、結局雙方の承諾を婚姻の大條件とするやうになつた、して見れば婚姻に付ては、先づ本人同志の精神を確めるのが第一で、例へば父母親戚が氣に入るか何うかは、寧ろ第二におかねばなるまい、然るにこれに反して親方の氣にいらぬからと云つて、一概に排斥するのは決して策の得たものではなからう、もし親の方で氣に入つたとて、婚姻の後夫婦の間が圓く納まらなんだな

れば、當底生存間の結合を全ふする譯に行くまい、さりとて今日の場合自由結婚などは不賛成で、我國古來よりの慣習とし、又女徳の基源に於て、當底認められぬ、徒らに歐米諸國の風に倣ふのは不都合で、我國には我國自然の習慣作法あれば、相俟つて女徳を尊ぶこそ、望ましき次第である。

▲早婚の弊害 民法には婚姻の年齢に制限はあるが、これは女子は満十五歳、男子満十七歳になれば、婚姻しても毫末の弊害はないと認められた譯でなく、夫れ以上の年齢になれば婚姻しても大害はないとした丈に過ぎぬので、法律にはかうあるもの、決して適當な標準とはする事が出来ぬのである、否な特別の事情なき以上は是非と

も丁年以上になつて結婚するが望ましい、それは何ういふ理由かと申せば、實に左の諸點に於て早婚の弊を認めるからである。

一 若夫婦の間に生れたる子は、勢の虚弱なることを免かれない、何故なれば父母の身體が充分に發育して居らぬので、自然子にも完然な發育が出来ぬ、若い時に生れた子は俗に乾度馬鹿だなどいふて居るのは、畢竟此邊の事より生理上認められた證據である。

二 早く嫁に行き婿を取ると、自分は其間に世帯の持ち方、小供の育て方、家政の取り方など、充分に職責を完ふするは至難な話、況してや事の萬般に接して

何不足なきを得るは、到底得られぬ事である、然るを世の親は一家若くは自らの都合能き事のみを計りて、毫も本人等の將來を考慮せず、法律の許す結婚年齢に達すれば、直ぐに婿を取り嫁に遣る、獨り子の將來に大不利益なるのみでない、大は之より生ずる弊害を何の位國家に與へるか知れぬのである。

三 早く人の妻となりては、良人に對する妻女の本分を盡すことが出来ぬ、妻は能く良人に柔順にぞして良人の缺所を補ひ、何處迄も其家の幸福増進を計るべきに、僅か十五六歳では却つて夫れ所でない、兩親又は他より教訓を受け、識實さるゝ身分である、所が右の始末であつたならば、如何して圓滿なる家庭と

子孫の繁榮を希ふことが出来やうか、蓋し能はぬであらう。

四 年若くして男子が妻を迎ふるといふことは、其人の智脳力を減却せしめ、將來發達力を停止して仕舞ふ。丁年以前は氣力が盛んに發進する時代であるにも拘らず、最も害となるべき夫婦間の結合を求めさせるのは、家政上何うしても此くせねばならぬ場合は兎もあれ、差支なき限りは徴兵検査なりと濟ました後にするがよい、萬一検査前に妻女を迎へ、突然合格して入營し、續いて出征でもしたとあらば何うか、只夫れのみなれば宜からうが、不運にも戦死でも致した時には、空聞を守れる妻ののちくは如何にしてやるべきか、随分世間には夫

に死を先たれ、寡婦で生涯を送る人もあらう、さすれば徴兵検査の後合格すれば、兵役年限を終つた後に結婚致しても、敢て遅しとはせまい、著者此點に於て確かに今日多く行はるゝ悪習慣を、排斥せねばならぬものと認めて居る。

以上述ぶる所の理由よりして、結婚に付て世の同胞が最も一考すべき事柄であると信じ、且つ切に反省を求むる所以だ。

▲嫁前の心掛 婦女子が他に嫁入する以前に於ては、豫めかふいふことをば心に注めねばならぬ、昔から七去といふて、一には舅姑に隨はざる女は去る、二には子なき女は去る、三には淫亂なれば去る、四には格氣深ければ去る、五には癩病などの

悪き病あれば去る、六には多言なれば去る、七には物を盗むにあらば去ると教へられてある、これは遂には大寶令にも採用されたことがあつたさうだが、今日に於て悉く道理とは申されまいが先づ参考として記憶しておくも利益な譯で、此外妻は左の諸點を守るが肝腎である。

一 能く夫の命に従ふことで、陰は陽に和し柔は剛に従ふは自然である。何をするにも夫婦お互に譲り合はねば、決して丸く納まるものでない、世には良人が少し愚鈍だと見れば、切りに輕蔑して、妻たるの道を盡さないのは、他外より見れば却つて妻の淺墓なる心を表はすと同じ事で、良人は何處までも尊敬し、

優遇して感化せしむるこそ至當であらう。

二 常に良人を補佐することで、三輪田女史の著書女子の本分にも、この事が詳しく書いてあるが、其一例と致して、雄略天皇が葛城山に獵せをさせ給ひけるときに、從臣に勇氣あるものがないのを責めになり、彼れをば刑に處せよと仰せられたのを、時の皇后は獸の事より從臣を殺すなどは、決して善き行ではあらぬと、御諫め奉つたのを、元より御賢明に渡らせらるゝ天皇深く之を悟らせ給ひて、朕は此の臣に由つて善言を得たとのたまひ、非常にお悦び給ひしとのとこであるが、皇后の御言葉の此くあるは、下々の須らく模範とせねばな

らの譯であらう。

三 夫婦間の誠實なること、凡そ夫婦の間は誠實に親愛の情がなければ、生涯樂

しく暮らせるものでない、妻若し誠實に良人に柔順なれば、良人も能く妻を愛

し、一家の團圓を期することが出来る、夫たる者に於ても其通り、何事も妻に

對して表裏があるやうでは、斷じて相和し相親むの實を完ふし難いと思ふ。

四 妻は能く母道を盡し、子女の育兒に注意すべく、そして何處迄も慈愛の精神

に富まんければならぬ、否な愛情は女子の天性で、且つ長所である、苟めにも

嫁入前より、此事を忘れぬやうに心に注めて貰ひたい。

五 實用の藝を知ること、實用の藝とは假令ば裁縫、料理、經濟、攝生を始め其

他家内百般の整理等を、實地に心得ておかねばならぬ、萬事がよりよく長じて

居れば申分なしたが、中以下の社會に於ては少しく要求し難いことであれば、

先づ一通りが實用に足るればよからう、一度嫁入してから稽古をしやうなどと

云つた所で、獨身のうちには習ふことも出来るが、嫁入した後は種々の責任も

附きて、却々思ふ儘に修められるものでない、又是等實用の藝に通じてないこ

決して良人に忠實を盡し、良人をして安途の裡に家事を勵ませる譯に參らぬ、

只之れ許りでなく、自分や子供の衣服を然かも他人の手に托さなければ得られ

んとせば、其不便は何うであらう、客が来たから料理は、一々飲食店に命ずると申したら如何計りの不経済であらう、良人の不在中は身は代りて家業を執ることもある、此際一枚の受取一通の書面だも認められぬとあつては、殆んど盲目の妻を迎へたと同じ事、之れ程憫れなる境遇はあるまい。

以上は結婚前に於て充分に心得ねばならぬ事柄で、嫁す者は勿論の話、貰ふ方でも先づ此點に注意して、徒らに容の美、或は先方の形式上の身分(財産などが澤山)等に戀着して、輕々しくも結婚するが如きは、後日お互に不幸を招ぐの基、返すくも戒むべき次第である。

婚姻儀式の經過

▲見合ひの慣例 都會と地方と又國々に依り、多少違つて居る、先づ都會殊に東都にて行はるゝ慣例を紹介しやうか、媒妁人が嫁婿雙方の間に立ちて日を定め、然る後會見するのであるか、場所は多く料理店又は茶店で、なるべく閑靜なる所を撰ぶ假令は向島邊とか上野邊とか、よし市街の中央でも餘り人の出入瀕繁ならぬ、物音の靜かな料理店茶店を以て見合をする、尤も之れは中社會に行はるゝ慣例で、上等社會にありてはこれが大袈裟で、多く費用を要する丈の事、又之に反對で下等社會

にありては、直接に本人の宅へ媒妁人に連れられ行つて見るとか、乃至は、媒妁人の自宅、別懇の家に双方とも出張つて、そこで初めて見合することになつて居る、かふいふ場合には別に費用も要らぬが、料理店茶店にての見合とあらば金が要かる。此費用は嫁を貰ふ方、婿を貰ふ方の負擔と定まつてある。

豫めて定める見合の座に着くと、媒妁人が付添て兩親又は親戚の者に本人等を紹介する、夫れから後は世間話に移り、茶なり酒なりを飲むで、極あつさりと其處を退くのだ、殊に會見丈の事なれば別には以上の儀式とてある譯でない、只本人は出來得る限り外觀を飾り、席に着くも禮儀作法正しくする位の外は、注意すべきものは

ない。

然し田舎の見合は少し違ふて媒妁人が貰ふ一方を連れて先方の宅に行く、前には茶を出す話を致したが、地方では茶は詰り「ちやになる」と云つて、縁喜を擔ぎ、此縁談は纏まらなくなるなどの意味より、決して茶を出さぬ代りに白湯を出すか、左なくば直ちに酒肴を饗する、此時嫁殿はお酌を致したり、膳の持ち運びを致したりなど立働く、婿殿は其席で一方の容貌動作を見て、これでよいと定まればあつさりとお開きにする、そこで此婦人なれば嫁に迎へてもよいか否やの挨拶は、其處を退いた後改めて媒妁人を通じて應答するのが、普通の例となつて居る、愈々相談も纏まり

日出度迎へる譯になれば、男の方から吉日を撰んで、次に説く如き儀式を行ふのである。

▲結納の事 結納をするには、身分に依つて贈り物が違ふ、身分のよい處で酒が五荷肴が五種、これは昆布、鯛、鯉節、鰯、鮪を用ゐる、之に供ふて小袖壹重を（小袖は白羽二重又は白子で）贈る、夫れ以下の者に至つては酒一荷、肴一種に帶一筋を添へて贈るなど、身分財産に依つて違ふが、更らに中以下の家にあつては、現品を用ゐないで之に代ふるに金圓を以てし、（これは中數で五圓、七圓、九圓といふ如き勘定とする）別に左の如き目録を添へ媒約人は巖の金圓をのり入れに包み白木の臺に載せて、嫁方に持つて行くのだ。

目録（用紙は奉事紙）

- 一末廣 壹 對
- 一志良賀 壹 臺
- 一昆布（子生婦） 壹 臺
- 一壽留女 壹 臺
- 一松魚節 壹 臺
- 一家内喜多留 壹 荷
- 一帯地（袴地） 壹 臺

以上

右之通相贈申候段幾久敷御受納被下度候

明治年月日

何の誰

何の誰殿

まゝとこんな風に認める、そして媒灼人が前の金圓と目録と族親書とを先方に届ければ、先方では請取書を渡す上に、媒灼人始め親戚知己を招いで結納披露の宴を開くが中には之を省略する向もある、然し來て呉れた媒灼人に丈は是非とも何なりと御馳走して歸すのが、今日普通の例となつて居るのだ。

▲嫁の諸道具届け方 借其次が嫁の諸道具類を届ける順で、通例地方では結婚式の當日だが、富豪の結婚に至つては、少しく遠方であるとすれば當日の雑踏を避ける爲めに、其前日又は結婚の當日午前中に届くやう、一切を人夫に擔かせ、之れに親戚の者付添ふて送る、貰ふ方では前に荷物の目録を媒灼人から受取りて置くので、夫れと現物と引合はせて、更らに荷物を受取つた旨の證書を渡す、付添の者はこれをば受取りて嫁の家に持ち歸る、今荷物の重なるものを示せば、箆筒壹個、長持一棹乃至箆筒二個、長持一棹と、鏡臺、針箱の類を持參するを普通とするが、富豪の娘が嫁ぐとあらば此外、種々雑多の品、例令へば傘編蝠等細ま／＼しい物迄も持つ

嫁禮

て行くのを見受ける、此際先方では附添始め人夫共に酒飯を喫し、時には祝意を表して幾多かの心付をして呉れる。

▲結婚式當日の服装 此日嫁は血族の者に連れられ、婿殿の家に行くが、借服装はと云へば、普通に白無垢の小袖に席上では綿帽子を被むる、髪は嫁が年若ければ大低嶋田と定まつて居るが、三十歳以上の者は丸髷を結ふ、途中交通便宜の地は富豪の者にて馬車などを雇うが、普通は人力車に乗る、然し田舎の山間避地となれば、勢る徒歩の外はない、例の媒灼人は一番先に案内となり、其次に嫁御寮、次に血族の者付添ふ、そこで婿殿の家では時間を見計らつて、數人の若者打ち連れ、提灯持

參で途中迄迎ひに出る。

▲中宿と祝言の席 嫁の先方に着く前に、豫め中宿と云ふものが定めてある、嫁始め付添の者は此家へ休息で衣服を着換へ、然る後に其家に着く、媒灼人は嫁を導きて席の上座の右に坐さしめ、媒灼人は其次に座はる、間もなく媒灼人は席を去りて婿殿を連れ來たり、上座の左方に着坐せる、席が定まると媒灼人は白木の三方に、三組の盃(これは鶴龜の模様に着いたもの)を載せ先づ嫁の前に置くと、次の間に控へて居る酌取人(近所なる十二三歳の男女二人を頼んで酌取人とする)が席の中央に進み、最初嫁の方に盃を薦める、其方法は上の盃を嫁に薦めれば、嫁は兩手でこれ

を受け、そうして三度飲む、三度の後盃をば三方の前に戻せば、酌取人は更らに婿殿の前に進んで盃を薦める、婿殿は前と同じ様に盃を受けること三度で、媒灼人は此際例の「高砂や此うら船に帆を揚げて」の謠をやるが、田舎で厳格なる此式を辨へぬ輩は媒灼人に先ち、突如關係もなき者が高砂やを謠ひ出すなど、却々以て面白、夫れが済むと酌取人は三方を媒灼人の前に持参し、媒灼人は先づ中央の盃を上にし上の盃を下に置き直して、更らに酌取人をして婿殿の前に持ち行かしめ、然して盃を薦める、婿殿は前の如く盃を取りて都合三度飲み、今度は嫁に献すれば、嫁は同じく三度程受ける、酌取人は又もや三方を媒灼人の前に持ち來ると、媒灼人

は以前の如く盃を直し、酌取人は再び嫁の前に薦めること三度、受けた後は盃を三方の上に戻すと、酌取人は婿に薦める、これも矢張り三度程受けて、始めて盃を納めるので、俗に之を三々九度の盃と昔より申して居る、只茲に注意すべきは銚子の事で、大概雄蝶と雌蝶の附いたものに、長い柄の附けし銚子を用ゆる、又上等の婚禮になると、奈良臺や鳥臺式の三獻引渡しなどの飾り物を、用ゆるのを常とするが、中以下の婚禮にはほとんど之を略して居る。

▲式上にて避くべき詞 昔から婚禮などの席で、云ふてはならぬ詞がある、これは誠に縁起が悪いと申して、大に忌み嫌ふものであれば、苟くも此席に列する方々充

分ぶんに注意ちゅういして貰もらひたい、今二三の例れいを示しさうか、かへす、さる、おくる、もどる、もどす、いとま、かさねて、まよふ、なほく、いよくの類るいで、何れも来た嫁よめが其家そのうちを去るといふやうな、意味いみの同音どうおんによりて居る所からして、堅かたく之を禁きんじてゐる、だによつて常に注意ちゅういし、言語ごんごも叮嚀ていねいに致いたさねばならぬ。

▲色直いろなほし。これは前の三々九度の盃さかづきが濟すんだ後に、嫁婿よめむこ何れも其座そのすを去つて、豫かねて休息所きゅうそくじよと充あてし間まに行き、改めて小袖こそでを着替きかへるのが、即すなはち色直いろなほしと云ふのである、もし宜よろしいとなれば媒妁人なかくうごの妻つまは嫁始よめはじめめ附添つぎそへの者と共に元の席せきに着つき、婿むこの方は矢張やはり媒妁人なかくうご親戚しんせきの者共に席せきに着つく、之れから満座まんざの者に披露ひやうりやうをなし、其間そのあひだに

膳部ぜんぶを運はばれる、茲こゝに目出度酒宴めでたくしゆえんを開ひらくのである。

▲床入とこいり。酒宴さかづきのよき時分じぶんを計はかつて、媒妁人なかくうごは新夫婦しんふうふに高盛たかまりの本膳ほんぜんに、碗わんには赤飯あかひを盛もつて薦すすめる、これが濟すむと媒妁人なかくうごは席せきをお開ひらきに致いたす(即すなはち辭ことすること)と挨拶あいさつして、新夫婦しんふうふは一同いっどうに禮れいを述べ席せきを去り、導うりびかれて閨房しよごに入る、昔むかしは所謂床盃いほゆるこさかづきを用もちゐたさうだが、今日けふでは殆ほとんど之を廢はいして居るのだ。

▲近ちかづき。目出度式日めでたくしきにちを濟すますと、其翌日そのあつち(東京にて婚姻こんいんの晩式ばんしき後近所あときんじよを廻まはる)新夫婦しんふうふは嫁よめに來た家の親戚しんせきの者、(假令たとへば叔母おしほに當あたる者)に連つれられて、婿殿むこどのの親戚組合しんせきくみあひに挨拶廻あいさつまはりをする、此時このときは一人のお供ともが手拭てぬぐい又は半紙はんしを挨拶先あいさつさきに配くはる、詰つまり新夫婦しんふうふの

披露の爲めで、贈物の表には新婦の姓名を記しておく。

▲三つ目の禮 其翌日即ち結婚の三日目、又嫁の實家の女親からして、書面に鮮魚

(鴨の雌雄二羽を籠に入れたものを贈るなど却々體裁がよい)を贈る、之れが三つ目

の禮と申して、決して昔より今に省略しない慣習となつて居る。

▲里開き 俗に舅入とも申して、結婚式後三日乃至五日目に嫁の實家に歸して、二

三日の間滯留するのだが、此際婿の父母兄弟を招きて御馳走するので、所謂舅入と

も云つて居る、然し土地に依つては式後三日乃至五日目に、媒約人は新夫婦始め

舅などを案内致して、嫁の實家に参り、そして嫁の兩親兄弟親戚に對面の近づきを

する、勿論里方では御馳走をせねばならぬが、嫁は其夜の内に一同と共に嫁いだ先

に歸るものとし、決して滯留を許さぬ慣習もある、御理由は外でもない、一度嫁い

だ以上は實家は自分の家と思ふな、何處迄も嫁いた家を我家とし、離縁歸宅するや

うな事があつてはならぬとの意味であるとか、彼の臺灣の如きは、一度嫁いだ以上

一生實家に歸ることが出来ぬものとしてゐる、然し之れも又極端な話であらう。

神道の結婚式

婚姻に神職を招き、之に托して種々行事を執行して貰ふなどは、先づ以て近頃は少ないやうである、が

然し昔しは大分之が行はれた、嫁する所農商家などにはなくて何れも身分貴きものか、特に神道を信仰する仲間に行はれる、並には其大要を紹介しやう。

▲諸行事の執行 先づ神座を設けてその中央に、松竹梅の天の眞柱に擬へた島臺を据ゑ、聽て定め時間が來れば、齋主を始め媒灼人夫婦が着座し、其の次は親族であるが、此の場合は媒灼人の夫の親族は左に、妻の親族は右に座るので、新夫婦は媒灼の夫婦に伴はれて控える順序で此際に於ても新夫は左に新婦は右に座らねばならぬ、かくの如く一同着座した後、齋主が祝詞を讀上げ次に大麻行事、鹽湯行事及び降神行事の諸式を行ふのだが、此間は一同俯伏する、それが済むと神饌を併へ

齋主は祝詞をば奏し新夫婦は進んで禮拜をする、續いで親族媒灼人以下一同禮拜する、次には普通に行はれる三々九度の盃を取換せるのだが、是等は前述べた處と大同小異なれば、省略するにとゞ致さう。

▲誓文の奏讀 三々九度の盃を爲す毎に新夫婦に、豫ねて島臺又は神饌に供へた物を探つて、一獻毎に酌子より進める、これが了へて始めて齋主は、誓飲を終つたことを告げて、今度は誓文を奏讀する、此際はいつでも同じやうに謹慎して伏向かねばならぬ、かくして式を畢るのだ。

耶蘇教の結婚式

耶蘇教信者の結婚式は、之を教會堂で行ふことに爲つて居る、然して總てに形式を重んぜざる事は、後の「葬式」に説いてある場合の如くで、結婚式に於ても別に一定の儀式と云つて極つて無いが、舊教では一通りの方式がある故、茲には夫れに依つて、結婚式の一般を記するさう。

▲司會者の祈禱 さて愈々結婚の晩となれば、夫妻とも各々家族や知己に送られて教會に集る、應て定の時間に及んで、司會者たる牧師は、一同と共に讚美歌を誦ひ終つて神に對して、新夫婦の爲めに幸を下し玉はらんことを祈禱するのだ。

▲新夫婦の誓約 先の祈禱が済むと司會者は、新夫婦を教壇に招いて双方を併び

立たせて置き、二人の者に對して互に相信愛して、決して神の御心に背かないと云ふ旨を神に誓約させた後、その證據として互に指環を交換させて、握手せしめるのだ、次には三々九度と極まつた譯では無いが、互に葡萄酒を入れた盃を交換せしめそれが済むと一同は讚美歌を誦ふで茲に目出度式を終り、新夫婦は相伴ふて家に歸るのである。

▲死者の取扱方 死亡者に對しては、一二日間病床に臥せしめ、頭部には白き木綿の酒を被はせ、(普通北枕に)其前には机様の物を竝べ、土製の線香立(俗にござう瓦)に檜一本、枕圓子約十五六粒、燈明(一本燈心)死者の用ゐし茶碗に飯を山高く盛り、其中央に同じく平素に使用せし箸を挿し、よき加減の茶碗に水を入れ、其中に檜一葉を浮ばしむるなど、種々雑多の品を整列へる、兎角するうちに寺院に右の次第を報らせると、寺僧は死者の法名を記した位牌を持つて來る、これをば机の上段に備へ絶えず線香と思ひくゝの盛物を備へるのが通例である。

▲親戚知己への訃報 永眠なつた當日若くは其翌日、遠近の親戚知己に書面又は人を以て訃報をするが、田舎では遠き親戚あれば、電報又は若者を頼みて右の旨を通ずる、そして同時に葬式の日をも報せることになつて居る、近隣の者若くは親戚は何れも他事を措いて死者の宅に參り、一應の吊辭を述べて然る上、葬式準備の手傳をして呉れるのだ。

▲出棺を避くべき日 には昔より今に行はれて居るので、例令ば友引、丑、寅に當る日は決して葬式を行ふ譯に行かぬ、夫れは何ういふ理由かと申せば、友引とは文字の示す如く友を引くと云ふて、又重ねて棺を出す事の意味より、縁起悪いものと致して居り、丑と寅の日も同様跡を呼ぶといふ意味で、何處までも此日を避けて、

繰上るか繰延ばすか何れにか當らぬ日を葬式の日と定める、若し其家の都合で丑寅の日に棺せねばならぬ事情ありとすれば、已むを得ないに依りて行者などを頼んで丑寅除けの祈禱を行ふ、さすれば葬式が無事に出來るとの俗諺になつて居る、殊に警察規則として、死亡後二十四時間即ち一晝夜を経過しなければ、葬式をする事が出來ぬのだ、夫れは死者が假死なるか知れない故、或は中途で生き返るかも計り難い、否な世間には往々此例がある、此邊よりして右の時間を經過て後に、葬むるものとなつてある。

▲通夜の事 豫ねて死者の位牌を持つて來た寺院の代僧始め、親戚の者共死者の傍

に机を置き、其四邊に集まつて念佛を唱へる、これは即ち佛教一斑に行はるゝもので、宗旨に依つては木魚又は鍾を叩きながらすることもあれば、法華宗の如きは大鼓を打ちながら唱へる等敢て説く迄もない、して此念佛は葬式の前夜に爲すので、此夜は夜を徹して南無阿彌陀佛、若くは、南無妙法蓮華教の語を繰り返し、間々本魚鍾を和する、地方では念佛を唱ふる老婆が定まつて居るもの、如くで、死んだ者があると聞けば、此方から知らせになり乃至は、死者の家に行つて通夜に列するの慣習とはなつて居るとか。

▲入棺の式 棺に入るゝ前に俗に湯灌といふものをする、これは死者をして浴を用

のさすること、死者の永眠なつた室の中央に當る疊を揚げ、床板の上に盥置き先づ水を入れて然る後に適度の湯を和せ、死者を裸體に致して入浴させる、之に與る者は死者の子孫兄弟姉妹など、多く死者に世話になつた者共が寄り合つて全身を洗ふてやる、夫れが濟むと男女に拘らず頭髮を剃落し、京帷子に頭巾、づた袋(此中には錢六文と)手甲、脚絆、帶等何れも洒木綿にて作つたものを着けさせ、かうして始めて棺に納める、此際は中以下なれば代僧、身分よき家なれば役僧一人乃至二人程来て讀經し、そして入棺の式を行ふ、棺の上には白綸子を蔽ひ、親戚を始め一同内棺に手を掛けて靈位を構へるが、詰り名残りを措むの意に外ならない。

▲來衆への饗進 通夜の當日を始め葬式時刻の前には、食事の時間毎に身分に應じて相當の酒肴を饗應する、尤も吊辭に來た者の方では、香奠、佛前、御花料などを書いて包んだ金を贈るが、中には線香蠟燭の類を贈ることもあり、夫れは家々の慣例にも依るべく、田舎にては包金の外に白米一升乃至五升位を重箱又は袋に入れ、そして佛前に供するの例もある等、一々茲に掲げされぬのであるが、要するに其標準は、曩に自分の家に死んだものがあつた際、先方より佛前に供された額量を一々帳簿に記入し、以て後日之に照して先方にも贈ることになつて居る。

話は前に戻つて、來會者への饗應は通夜の者には酒肴などを出し、之を飲みながら

夜を徹す、また葬式前の饗應で特別の會葬者には、夫れ相當の料理(即ち本)を調製して出すので、附屬としては饅頭五個乃至七個、若くは砂糖袋などを添へることがある、これは専ら田舎に行はるゝ所で、東京では身分高き家は或は然らんが、普通ではザツト酒肴を出し、茶菓等を呈するのだ。

▲葬式前後の手傳 葬式前後には親戚知己及び出入の者など、何れも其家に入つて諸他の手傳をすることは前述べた通りだが、殊に田舎の中以下の家に於ては、棺は大玉を頼みて調製さするもの、造花一切は近所の若者が寄り集まつて拵へる、料理の如きも婚姻や何かと違ふて仕方さう華美にせん所からして、富豪の家でもあ

れば料理人を頼むが、他は何れも近所の料理に手慣れたる者に頼み、之に多くの手傳があつて萬端を調達する、中には器用な輩があつて葬儀者も猶及ばぬ程の造花生花を趣向するなど、却々以て感服したるものさ、又婦人の方は食事の手傳ひに立働きたる來會者一切の馳走を滞りなく済ますと、愈々出棺といふ、順になるが、急場の事として一時は非常に雑踏するも、又以て己むを得ない。

▲葬儀社と葬具代 更に東京では何んな風であるか、葬式に關する道具一切は、富豪の家なれば神田鎌倉川岸葬儀社東京博善株式会社か、左なくば東京葬儀社(渡邊)に調進させ、中以下の家になると最寄の葬儀社に引受けさせる、今其種類と價額と

を示せば、大約左の如きものである

(種類)

- 一 棺くわん
- 二 輿こし
- 三 鳥籠とりかご
- 四 造花つくりはな
- 五 龍旗りゅうはた
- 六 龍頭りゅうこぞう

(代價)

喪棺は上等檜木板で三十圓乃至六十圓、杉板に
 なるは六圓乃至十圓、普通のものば二圓乃至六圓位
 上等二百五十圓中等百圓、下等二十圓より五十圓普通
 棺の輿は上等百五十圓、中等六十圓下等三十圓人夫付
 上等十七圓六人持、普通十圓四人持
 上等三圓五十錢中等三圓下等二圓
 五十錢より注文によりて上下する
 一本一圓二十五錢絹地とすれば
 二圓五十錢より十四圓を要する
 一本一圓

- 七 高張たかはり
- 八 位牌いはら
- 九 香立かうたて
- 十 机つくへ
- 十一 棺卷くわんまき
- 十二 福草履ふくぞうり
- 十三 草鞋わらんじ
- 十四 金剛杖こんがうづえ

葬儀

一個五十錢

三錢より二圓位迄ぐらゐまで

十錢内外ないごわい

三十錢より七十錢位迄

一圓より十圓位迄

一足五錢位

これは人夫又は近親の者に用ゆる、一足三錢五圓

五錢より二十錢位迄

ざつと擧げて右の品々、其内鳥籠と棺輿は大抵葬儀社より借受けるもので、身分ある葬式でなければ、此くも高い金を出して買ふ譯に行かぬ、又輿、鳥籠の類には上等になると三十人、中等で六人内外の人夫が付くから、従つて金も高く取られる譯故(人夫は一人前日當四)何れも中以下の葬式には借て用ゐる、そこで人夫は葬儀社に一切任してもよし、直接に此方から雇入れても差支はない、此際は神田三河町邊の是等を専門とする人足周旋業に申込み、何人にも即時に間に合はして呉れる、去りごとて日給に違ひなければ、出來得る限りは手敷を省く爲めに、葬儀社に任せる方が便宜であらう、前記葬式の道具を殘らず買入るゝ事の出來ぬ者には、葬儀社で損

料を取つて貸して呉れる、其貸料はと申せば先づ左の如しだ。

(種類)

(賃料)

一 駕

一圓より三圓位迄但し人足を除くのだ

二 白無垢

七十五錢より五圓位迄にて棺の上を被ふもの

三 造花

一本一圓五十錢より五十錢位迄

先づ此位のもので、外に駕を擔ぐ人夫四人程も雇入れればよい、放鳥の類は鳩雀などで、數は思ひくにて差支なし、何れも葬儀社に頼めば都合する、して其代價は雀一羽三錢、鳩は一羽三十錢の相場にて求めらる、茲に面白い話といふのは、墓地へ

行つて放した鳩は、何時しか元の飼主の許に歸つて來るさうだ、同じ鳥が何度となく買はれて葬式に列するとは、飼主に取りて思ひがけなき命儲と云はねばならぬ。

(出棺後の事務)

▲いよいよ出棺 いざ出棺の時間は身分貴き者の葬式は午後一時とするが、中以下の葬式は午前七時より八九時の間に濟まして仕舞ふ、之れは畢竟手数を省略するのと、又一つには華美ならぬ葬式の爲めに世間に憚つて早く出棺して仕舞ふのだが、立派な葬式となれば午後一時は愚か二時になつても勢揃に却々混雜するので、何うして西洋時間には參らぬ、所で地方の葬式は午後一時といふ觸込みで、大概午後四

時過即ち夕刻になる、否な之れが殆んど慣例となつて居るらしい、が富豪の家では矢張り會葬者の爲めを察して、午後一二時の間迄に執行して仕舞うやうである、して整列順序は、各宗即ち天台、眞言、禪、淨土、法華、一向及び神道、耶穌等夫れく多少の相違はあるが、(耶穌に至つては後に示す通り) 概して左の通りに心得れば間違はなからう。

- (一) 巡査
- (二) 先供
- (三) 高提灯白丁
- (四) 先供
- (五) 紗籠白丁
- (六) 造花白丁
- (七) 樂人
- (八) 紗籠白丁
- (九) 迎僧
- (十) 導師
- (十一) 造花白丁
- (十二) 香爐
- (十三) 幡
- (十四) 位牌
- (十五) 棺近親家人
- (十六) 輿丁
- (十七) 天蓋
- (十八) 朱傘白丁

葬儀

(十九) 幡白丁 (二十) 高提灯白丁 (二十一) 喪主 (二十二) 奉送會葬員

ど、マーかふいふ順序であるが、中以下の葬式は夫れく略する點が多い、途上は最も静肅に菩提所指して出て行くのだが、佛徒には途上杖鉞を打ち、神道にあつては俗にセウシチリキなる者にて相和し、軍人の場合は樂隊が悲哀なる唱歌に合和はすなど種々違ふて居る、殊に東京にて俳優其他藝人の葬式に付ては、最も華美を盡して、通夜には家内立錫の地もなき程人々の來集し、和讃を唱ふるやら懸念佛を爲すやら却々の賑かさ、途上は眞直ぐに菩提所指して行かすに、生前關係せし劇場の前を通り過ぎ、夫れから夫れと墓地に着くといふ風、午前十時の出棺も午後三四時

になつて、漸やく葬式を濟すことになる、詰りは形式に重きをおき、死者が生前の信用聲望と當日の盛況をば外観張つての爲めに外ならない、此日は道路に當る者は申すに及ばず、遠方から男女老幼の夫れとなく、通路に立ち止まつて我先に葬式を見物する可笑しさ、これも矢張り東京名物の一に加へてよからう。だが近頃は、大分虚禮を廢すことになつて來たので、諸新聞にも折々ある通り、造花生花の寄贈は一切謝絶するなど廣告する家もあり、従つて葬事の百般を極質素になし、其うちにいと嚴格なる執行を爲すのを見受けるが、著者大に之に同情を表するので、遂此頃薨去された元勳副島種臣伯の葬式にも、伯は其生前令息道正氏に遺

言して曰ふのに、『拙者死んでも決して大なる墓碑を建てるな、小さい塚を作り、丸き小さな自然石に單に姓名のみを記せば夫れで澤山で、決して墓所を盛飾る必要はない、葬式も其通り極質素に、親戚は皆徒歩せよ、そして女子は決して参列するな、無用の衣類を新調して、美を添へるを好まぬ、死亡の通知も拙者の知人と其方の知人とに止めよ、世に知人にたきにムヤミに通知して、他人を困らせる輩が多い、決して此の如き事は致してはならぬ、然し死を聞き自から進んで弔意を表せらるゝ方は、謹んで受けるがよい』と、かふ戒められたさうだが、令息は父伯の遺言通りいと質素に、厳格なる葬式を濟まされたのは、何處迄も深重に見受けたのである。

▲葬式途上の定例

葬式整列の順序に付ては、前に説明した處を以て了解したらう

が、尚ほ参考迄に偉人星享葬式の際に於ける、途上の有様を紹介しやう。

午前八時星氏の棺は其邸を出ると、山口高崎の兩警部先驅をして道路兩側を騎行し、次で前田歩兵少佐指揮の下に、第三聯隊第一大隊の兵士一中隊は儀仗兵として静かに進行し、附隨の喇叭手は哀悼の譜を吹奏して隨ひ、次に高張四張、猶江順暢師は樂僧八名を従へ、龍頭に次ぐに役僧數名次に導師久保田日龜師は馬車にて侍者數名を従へ、龍頭の次には香爐伊阿彌一雄之を持ち、位牌野澤岩雄之を捧げ、銘旗は住原部政友會員、勳章は山崎林太郎、高橋慶太郎の兩氏、次に造花、生花、蓮花、導

師、幡之に次ぎ、再び高張、龍幡、次ぎに柩、柩側には福井信、田代四郎、服部政、石坂昌孝、杉田定一、石田貫之助、新井章吾、加藤平四郎、重野謙二郎、田村順之助の諸氏凡て徒歩で従ひ、次に龍幡、高張次に杖、香、傘、吳床、次に喪主星光氏徒歩で従ひ、神輿知常、西澤常次郎、野澤鷄一、渡邊勘十郎、井上敬二郎、岡崎邦輔、竹越與三郎、政友會各代議士、同支部總代員一同徒歩順次に従ひ、馬車にて親族一同之に次ぎ、青年隊衆議院守衛、次に市長、助役參事會員、吏員、市會議員、市教育會員、府會議員、後驅儀仗兵一中隊、最後に一般會葬者で菩提所池上本門寺の役寺なる、承教寺に着いたのは午前九時三十分であつた。

▲着棺後の儀式 棺が寺院に著くと、先づ棺を本堂の正面に置き、寺僧は第一警鐘を打ち鳴らすと着棺の旨を一同に知らしめ、更らに第二番の警鐘に豫ねて此葬式に雇入れた僧侶は、用意して別室より式場に臨む、夫れより讀經すること一時間位だが、これは讀經料の多少に依りて唱へる時間に長短があるので、死者の家族は其前に寺僧に相談して此邊を定め、そして此經料は式が濟んだ後若くは初七日に届ける、今禪宗に付ての行り方を述べれば、此時集まるべき僧侶は導師共七八人で、身分のよからぬ葬式には其寺の僧侶と從僧一二人位にて式を濟して仕舞ふ、之に反して極身分よき家の葬式には、三導師、五導師、七導師、大導師、典茶典湯などより

多く僧侶の加はることあるも、普通は前の例と見ればよい、然らば右の衆徒は何んな職務を分擔すべきかと申すに、大約左の如く分たれる。

- (一)念佛二人
- (二)引釣二人
- (三)杖鉢二人
- (四)杖鼓二人
- (五)鐘一人

こんな役目の分け方で、導師の讀經に連れて、他の僧侶も經を唱へる、此間は死者の親族は勿論會葬者は本堂の周圍に靜座して謹聽せねばならぬ、讀經旨意は暫らく茲に省略し、これが終はると會葬者中身分高き者より順次に弔辭を讀み上げるが、此時の讀み方は最も靜肅に會葬者の何人にも能く解かるやうに、朗々たる音聲で嚴格なる態度を以てする、讀み方が餘りに輕過ぎては多衆をして感激の情を起させる

譯に行かぬ、そして此の弔辭の作り方にも注意すべく、何處迄も死者といふ點に重きをおき、先づ死者が生前に於ける經歷功績より説き、最後に死を惜む悲嘆に堪へぬ旨を序して局を結ぶのが、即ち作法の當を得て居るものである、故に文章の長きを喜ばず又短かきを欲しない、其中央を往て貰ひたいのだ、是等は便宜の爲めに後に實例を示してあれば、宜しく熟讀すべきだ。

弔辭が讀み終はると、今度は燒香をする、其順序は一に喪主二に近親三に遠親四に一般會葬者である、これにて全く式を結了し、豫ねて用意して行つた茶菓を會葬者一同に配る、其間に喪主を始め近親の者は一同の中央に進みて、最も丁寧に會葬

の忝なき旨をば禮に及ぶ、夫をせんうちは會葬者は寺を引取る譯に行かぬ、會葬者は歸途決して前に行きし途を戻らぬことで、已むを得ざる一本路の外は、なるべく他の道路を通つて、何處の家にも立寄らぬので、昔から定まつて居り自家の戸口に入らない前に家人を呼んで、波の花即ち食鹽を振り掛けて貰ひそして身體を清淨ての上に坐に通るべきものになつて居る、詰りかうせんと縁起が悪いといふ意味に外ならぬ。

▲墓地への埋葬 式後は近親の者が人夫を連れて棺をば豫ねて定まれる墓地に埋葬する、此際喪主始め近親の者は順次に土の固まりを捨ふて埋葬する而似をなし、他

は悉く人夫が致して仕舞ふ、埋葬し終はれば墓標(長さ普通六尺巾)を建て、水、線香、檜葉其他龍頭、提灯等巖に葬送の際持つて來た細ま〜しいものを墓標の兩側に備へ、之れにて始めて引取るべきものとなつて居るが、以上は田舎に行はれる葬式の一般で、特に東京に至つては埋葬の方法其他が、規則の上に於て制限されて居る所から、従つて此の手續も違ふ、元來東京の市中にある寺院に埋葬するには、必らず火葬たるべきものに定まつて、そうでなければ警察で許さぬ、土葬するには谷中、青山、染井の各共同墓地か、左なくば遠く離れて郡部の寺院たるを要するので従來寺院が菩提所なれば、一先其處へ持つて行き前の如く式を執行して後更らに日暮

里、深川在砂村などの火葬場に棺を送り、骨に致して元の寺院に葬むる、詰り東京は人口が追々増加し、市區の改正を見るに従ひ、市街の中央に寺院があるといふことは、風俗衛生警察の上からしてもよろしくない、然るを土葬としては却つて、墓地を擴張げねばならぬ結果になる。かふいふ譯で消局主義を取り悉く火葬の制を定めた、それ故土葬の場合若くは新たに墓地を極める際には、多くは谷中、青山、染井の共同墓地の何れかを撰びて埋葬するのだ、して共同墓地に埋葬するとすれば、從來の寺院の僧侶が若くは新たに欲する寺院の僧侶又は、神職を招んで、式場に列して貰ひ祭文讀經を済ますのであるが、場所は共同墓地の近くに設けてあるので、

豫め茲へ人を驅せて借用する、イヤモ一繁昌する時は非常なもの、葬式が日に數回もあるなどで、彼れ是れ衝突はぬやう此邊は充分に取極め、時間を過さぬがよろしい、式後は前述べた如く土葬とするのだ。

▲着棺と星亨葬式の實例 棺は承教寺に着いた、入口には星家葬儀場と記した札を貼り、門外には朽木縣なる日光、佐久山、足尾、宇都宮町等から贈つた、大小の旗が幾旒となく樹られて有り、門内には兩側共政友會市役所、教育會其他の葬儀委員で満たされ、庭前には數多のテントを張つて、青年隊及び會葬者の休憩所に宛てられて居るなど、準備萬端、些も遺憾無つたが、又一方では庫裡内に代議士及び政友

の休憩所を設け、茲にも夫れく受附があつて、一々應接して居るのをば見受け
た。

聴て九時廿五分に及んで着棺したが、その模様はと云ふに、先づ肅々たる儀仗兵の
悲哀なる喇叭の聲を前きに、僧正之に次ぎ、笛聲が或は高く或は低く、時々その音
が斷絶して、泣くか如く又訴ふるが如く聞えて、いと哀を催ふされた、柩は昇丁
に擔かれて徐々式場に入りその正面に安置せられた、柩の後方には山縣侯より贈ら
れた生花一對が飾られ、左側は親族席と定まり、右側は數多の政友知己の人々が一
同控へて居る。

暫くすると讀經が始まつて、太鼓笛鐘の聲が交々起つた、先づ脇田僧正が日覺居士
星氏の生前に於ける功績を頌され、又歎徳章を朗讀されたが、滿場肅然として水を
打たる如くで、唯時々噓泣の聲を聞く許りであつた、終つて久保田日龜大僧正の引
導があり、それから吊辭に移つて、中鉢美明氏は東京市參事會を代表し、松田秀雄
は同じく東京市會を代表して各々吊詞を朗讀せられた、次に伯爵板垣退助氏及び伊
藤博文侯が吊詞を朗讀されたが、殊に板垣伯は感極まつて、哀別苦離の情に堪えず
やありけん、手顔へ語迫る有様は聴く者をして暗涙の滂沱たるを覺えざらしめた、
續いて中乘、唱題、寶茶場など了つて回向となり、令息光氏、未亡人を始めとし、

親族故舊と云ふ順で焼香があり、回響三歸還樂を終へて全く式の終りを告げたのは午前十時四十分であつた、柩は夫から別仕立の喪装馬車に移されて、一家親族故舊の警護の下に十一時二十分式場たりし承教寺を後にして、荏原郡池上村本門寺に向ふた、星家では式場から一般の會葬者を断はられたが、それにも拘はらず政友知己の有志者は、五百餘人本門寺迄送葬したのである、沿道は近邊の老若男女塔の如く、押寄せて見物するので、要所々には警衛の巡查が立つて居る、かくて品川町を通り過ぎ大井村を右折して一同本門寺に着いたのは、午後一時四十分頃であつた。送葬者は何れも寺の階段の下で下車し柩と共に、星家代々の墓所に至り、此處でも

亦一場の讀經があつた、日龜大僧正は先導して、數多の僧侶が經文を和誦し、式の如く焼香が終つた後、未亡人都奈子は切下げ髪に白綸子の喪服を着し、令嬢かほる子及び合息光氏の手を執り、導師の讀經に連れて、最後の題目を唱へられたが、流石の夫人も始終半巾を以て、目を拭ふて居られ、母子共にこれ今生の別れと悲歎の涙に暮れ居られたは、實に他所の見る目も氣の毒の限りであつた。これから愈々埋葬したのだが、今そが永眠の場所なる墓窖の有様を記さうならば、窖は本堂の西側なる故松子刀自の傍ら、老松古杉の鬱蒼として枝を交へたる處で、長さ九尺、巾六尺許り深さ一丈二尺の下から、石を疊みて更に内窖を作りその中は木

炭と石灰とを打ち混ぜた者を投入し、そこへ柩を収めた上更に石の蓋を蔽はせ内柩の周囲はセメントで固めてあるか、其の上に長さ二尺三寸巾一尺の墓標に。

嘉永三年四月十四日生

星 亨 君之墓

明治卅四年六月二十一日葬

と、記したものが立てられた、應て三十分許りの讀經があつた頃、柩はこの墓窖の中に運ばれ、導師の投砂と共に更に更に續いて一道の讀經があり、午後二時三十分に至つて、全く埋棺の式を終つた。

火葬及び墓參

▲火葬場のいろく 火葬場の事は前一寸申上げたが尙ほ參考迄に詳説する必要がある、先づ送葬の式が済むと近親の者は人夫に附て火葬場に棺を運ぶ、すると場の傍に茶店がある、此所へ休息んで茶を飲み、然る後寺院又は墓地事務所より受けた火葬證やうのものを事務所を持參し、そして一切の事を頼む、此時肝腎なのは焼料で一人に付左の如く極まつて居る。

(一)上等八圓(二)中等五圓(三)下等二圓で、下等では外觀も悪るいといふ所から、

何れも中等にする、但し子供中等二圓六十錢、下等壹圓二十錢、でこれを極めると直ぐに焼料を納める、いざ焼きに取りかゝる際には、通則として施主一人が残つて焼場なる練瓦造りの一室に入り、自から火を點して後事は焼男俗に「おんぼう」に托して、一同場を引取るのであるが、茲に注意すべきは中等と下等との焼方の差異である、中等なれば、焼室が違ひ、従つて前の如く施主が現場に行つて火を焼け、室の前には番號及び死者の姓名を記した札を下げ、總てを町重に池の死體なぞと間違はぬやう、總てに氣を注げる上に室の鍵は施主が預つて歸る事になつて居るが、下等に至つてはソナナ事をしない、室も同じく繁雜い際には敢て間違ないとも限らぬ

此邊よりして何れも下等を選んで中等に頼む。

一旦歸宅して後翌早朝近親の者焼場に赴き、例の茶屋に受持の焼男を招き、これが案内を受けて焼室に這入り、互に木箸にて狭み合ふて骨を拾ひ、それをば壘の中へ入れ、齒骨は曲物に入れる、此時特に注意を要するのは骨の拾ひ方で、最初の齒骨を其次に脚部の方から、段々に頭部に及ぶ、さうせぬと倒さにもなり、又頭部の方は極柔かいによりて破壊れて仕舞う、如才もなき彼れ焼男は一々講釋して聞かせる、拾ひ終はれば再び茶店に戻り、持ち歸つて其足で寺院に至り、そして本式に埋葬を頼むといふ順序になる、此前後に於て要すべき費用は、焼料の外に左のものと知る

がよい。

(一)茶代随意五十錢でも三十錢でも行つた人の數で (二)壺代二十錢内外 (三)曲物 三錢位 (四)

下足料随意これも行つた人の數に依り (五)焼男への酒代普通三十錢位

▲墓参りと御經 近親の者が前の骨を寺院へ納めると、寺僧は骨を本堂の前へ備へて經を讀み上げること二三日間、初七日には近親一同佛参し寺院にて、讀經を求め、香をなし、茶なりと飲んで歸るが田舎の佛参は葬式の翌日も、其翌日も致すのが例るが、その金の高に依つて僧侶の數と讀經時間に長短がある、經が終へると一同焼で葬式の翌日は多く婦人共がする傾がある、其後の墓参りは左の如くで、其度毎に

經料を寺院に納める。

- (一)初七日 (二)二七日 (三)三十七日 (四)三十五日 (五)四十九日 (六)百ヶ
- 日 (七)一週忌 (八)三週忌 (九)七週忌 (十)十三年忌 (十一)十七年忌
- (十二)二十三年忌 (十三)二十七年忌 (十四)三十三年忌 (十五)五十忌 (十
- 六)百年忌

先づ此位で仕舞う、初七日の前日は本膳なりと作りて寺僧を始め親族知己を招き、そして馳走の上寺僧には幾分かの經料を送り、例の膳部を重箱なり折になり詰めて從者に持たして歸す、翌日即ち初七日には親族一同集まりて墓参をする、忌日毎に

寺僧には經を上げて貰ふので、經料は普通百ヶ日迄と仕切り、重に初七日に寺院に届け、親族の面々は布施として金二十錢なり三十錢なりを、同じく寺院に納める、して三十五日には饅頭九乃至十一、十三、十五といふやうに、總て奇數をば撰み、羹に香典を受けし先へ送るので、特に香典の高に依つては茶半斤若くは一斤を添える、又四十九日には供餅四十九個を用意し寺院に納め、百ヶ日には俗に『ばた餅』を作つて親族若くは近隣の者に送るのが例である、此外一週忌に至つて石塔を立てることを始め、種々雑多の慣例もあるが、茲には之れにて筆を擱くと致し、更らに神道の葬事に付て、佛と違ふ點丈を紹介しやう。

神道と葬式

前には佛徒の場合に於ける、葬式準備及び結了迄を紹介したが、茲には神道の葬式に付て一言する、けれども多くは其方法同一で差點と言ふたらホンの少しかない、して田舎には佛の方が多いが、東京の如き共同墓地に葬る場合は、より多く神職に托して齊主となつて貰ふやうに見受けられる、何れにせよ左の數點を記憶し、他は實際徴するがよい。

▲葬式前の手續 死者の遺言があれば、その遺言に因つて、普通の棺なり臥棺なりに體を納めた上祭壇を造らへて柩を北向に安置するのが例で、祭壇の下には荒菰を

布くことが必要であるが、これは式場を莊嚴ならしむる爲めなのだ、祭壇の上には玉串を始め、山、川、野から生ずる自然の産物、即ち生魚野菜類を、各々白木の四寶に乗せた神饌を供へねばならぬ、茲に注意を要するのは柩に對して晝夜とも神燈を點すのは我國一般の例であるが、神道では太陽の輝く間即ち晝間は敢て神燈を點すには及ばぬことだ。

▲葬式當日の手續 佛教では前申した通り、葬式の日取を極めるに、共引とか何とか云つて大分困難しいとのことだが、神道に於てはかゝる迷信は無いから協議の上勝手に定めて宜しい、又出棺の時間も午前とも午後とも、極まつた譯で無いので、要

は只だ、神職と一家の都合を見計らつて、取極めれば宜いのだ、出棺の際には親族が集つた處で、神職が式の如く祭文を読み、兼ねて祓ひ清めを行つた上、玉串を捧げ次に親族の者が順次玉串を捧げるのだが、この玉串とは榊木の小枝に白紙を巻いたものを云ふので、佛式に於ける焼香に相當する、さて出棺した後葬列の順序はど云ふに、一番先きは榊木の大小一對づゝが普通である、次は紅白の旗及び神職でその次は柩で、之れは何れも神輿に乗せて人夫が擔ぐのだが、柩には御承知の如く、普通の者と臥棺とがあつて、普通の者なれば四人で擔ぎ、外に二人の交替人夫を要するし、臥棺なれば前後八人で交替人夫二人が是非必要である、次は墓標、喪主、親

族、それから一般の會葬者と云ふ順序で、可成本道を通ると極つて居る、又東京では神官を始め、喪主親族及び有志者は腕車に乗るのが、殆んど極つた例であるけれども、地方では強ちさう云ふ譯では無い、今念の爲めに行列順序を圖解しやうか。

- (一)前驅乗炬
- (二)簪簪
- (三)神木
- (四)大神
- (五)紅旗白旗
- (六)花
- (七)辛櫃
- (八)

- 銘族墓標
- (九)祭官齋主
- (十)長柄傘水持
- (十一)樂人
- (十二)柩護衛發子
- (十三)喪主

- 從者
- (十四)親戚男同女
- (十五)會葬人

又埋葬地に付ては、神葬墓地と極つた場所が無い處から、何れも共同墓地とか佛教の寺院に葬ることに相成つて居る、これ等の共同墓地、前に述べた如く東京で云へ

ば赤坂の青山や下谷の谷中には、何れも共同の齋場が出来てあるから、先きの柩と共に會葬者一同その中へ入る、そこで齋場に於ける儀式は如何かと云ふに、出棺の際と、大同小異で一同定めめの席に付て後、神官の祭辭朗讀があり次に有志者の吊辭となる、終つて喪主、親族と云ふ順序で、玉串を捧げて式を終るのだが、一般の會葬者は此時に皆歸つて了ふ、が喪主や親族の者はなほ柩を擁して、埋葬する場所に行つた上終局まで見届けた後に歸らねばならぬ。

▲葬式後の手續 神官は齋場で式を終つた後、一應その家に立寄るのが例ださうで、その際は酒食を饗應ふことが必要で、其れと同時に相當の謝禮を遣らねばならぬの

だ、尤もその謝禮に付ては幾何と極まつた譯では無いので、式の大小に依る者であることは言ふ迄もないが、普通一般の儀式では、三四圓以上十圓迄を適宜に見計つて遣れは宜しい。

▲忌日の佛と違ふ點 話は少しく前に戻るが、出棺の後は祭官が一人残つて家内を清め、そして靈牌を直し祭場をば設け置き、齋主以下が墓地より歸られるのを待つて居る、いざ歸られると入口で穢ひ清めて後歸家祭を行ふのを例とする、尤も家の都合で其翌日行ふてもよろしい、忌日は十日祭二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭といふやうに定まつて、五十日祭迄は日々酒饌を供し平日は酒、飲

水、鹽などを供へる、五十日には大祭を執行し、これにて忌明けとなり、靈牌を片付けて別に靈屋に移し、そこで靈祭式を行ふ、百日祭には墓標を取り除けて墓碑を建て、其他五年、十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、四十年、等に大祭を行ひ、毎年正辰に小祭を行ふものとし、月忌は毎月の祭日とするなど、夫れく道に依りて違ふて居る。

尙ほ他に佛と違ふ點もあるが、右にて大要を解したりとすれば、茲には之を省略し後日別著に於て讀者に充分満足させやう。

耶蘇教と葬式

耶蘇教は前述べた佛教や神道とは、全然其の教儀を異にして居るだけ、それだけ又葬式に於いても非常に違つて居る。又同じ耶蘇教でも新教と舊教では、種々の點に於て大に差異ある。耶蘇教全體に通じて、佛教や神教と根本に於て差異ある處は、死と云ふものに對する觀念だ、佛神の二教に於いては、死を最後の訣別として無限の悲哀を感じるに同時に、死者の功徳を祈る意味に於て、可成葬式を盛大にするは、死者の名譽を高むる所以なりと信じて居るのだが、耶蘇教では新舊派を問はず、全智全能の神の存在を、確信して疑はぬ所から形而上即ち精神に重きを置く結果、肉體に關する死と云ふ現象に對しては、決して悲觀的の考を持たない、のみならず却て神の御心に叶つて居る爲め、この汚れたる現世を捨て、遠く天に在ます主イエスキリストの御側に昇るのだと考へて居る、故に個人の爲めに追惜するのは兎も角

教儀上では妄りに悲哀痛惜の念に沈むが如きは、全然禁物なのだとは、大に注意すべき點であらう、殊に形式上の儀式に重きを置かぬ新教などでは、全く虚禮の類は之を排斥して居るから、従つて新教の葬式などは、別に是と極つた方式は殆んど皆無と云ても宜しい、故に茲では舊教に於ける葬式の一班を紹介し、併せて新教の方式をも述べたいと思ふ。

▲葬送前の手續 先づ舊教の方では、信者が死亡した際には、知己の信者の勿論、面識の無い者でも信者であれば、立ちかはりその家に行つて、死者の傍に集つて祈禱する、そして天國に昇る死者の前途の光榮を讚美し、そこを納棺の際はと云ふに、大低臥棺を用ひ手を十字に組せた上、死屍の周圍には花と青葉とを以て埋め柩の上には黄金色の布を掛ける、かく花とか青葉とか黄金色とかが佛教の如くシミな者も無

く、派手なものをを用ゐる譯は、死者の光榮とその復活を祈る意味なので、又舊教ではこんな際に酒食の饗應をなしても構はぬのだ。

然らば新教は如何かと云ふに、前申した通りの次第だから、別に之と云ふ程の儀式は爲ぬと云ふのは、元來が虚禮や儀式に重きを、おかの宗派だからで、彼の神佛教や、舊教など、事違ひ、頗る淡泊な者である、一口に云へば只信者が相集つて、讚美歌を誦ひ、祈して敬意を表すると云ふ外定つた儀式はない、且つ新教では固く飲酒を禁じて居る處から、こんな場合でも酒食を饗應ふ様な事は、一切無用で、その代りには茶菓を出すとのことだ。

▲葬式當日の事 舊教では葬式は死んだ日から三日目にする極めで、教會に近い處ならば柩を教會に持つて来る、そこで司祭者たる牧師が信者と共に、最後の祈りを捧げた上、死者の前途の光榮を讚美するは前申した通りである、此際に於ても神葬の場合の玉串や、佛葬の焼香に相當するもの、即ち會葬者が一々なす儀式は無く、やがてこの方式が終れば、一同柩を守つて墓地に送つて行くのだが、舊教に於ける葬列の順序はと云ふに、第一は旗、二は蠟燭、三は大十字架、四は唱歌者、五は香爐、六は司祭者、七は柩、八は親族、終りが一般の信者と云ふ順序で、讚美歌を誦ひながら送り行くのだが、この宗派では神の造つた死體を、焼くは天理に反する許りで

無く、死者に對する禮でないと言ふので、甚く茶毘に附することを嫌つて居る。それから墓地で埋る際に、前述の儀式をするのは例の通りだ。

新教に於ても大抵こんな方法であるが、葬列の順序などは別に極つたものは無いさうだ。

▲葬式後の祈禱 舊教では死者のために、六日目、九日目、四十九日目及一年目に教會で祈禱會を開くと極まで居るが、新教では前申した様な譯で、萬事手輕を旨とする流儀だから、従つて神道、佛教や舊教の如く忌日なども、一定の極つた者が無く、只死者が生前自己の宗派又は教會とかに、功勞あつた人である時は、教會や信

者が發起して、その人の爲めに紀年祭とか、追悼會を催すことある位の者である。耶穌の儀式は先づこんなもので、他に總ての葬儀の付て心得おくべき諸點を左に列掲げるので、之を參考したならば、又以て得る所があらう。

喪中の雜事

葬式の經過に付ては、前既に紹介した處を以て充分に明白したと信するが、尙ほ種々の心得べき事項を擧げて善く讀者の參考に供することゝ致した、蓋し實際の便宜を計つたのである。

▲喪中心得 一家親族中に喪あるときには、よろしく身を勤みて忌服せねばならぬ、

殊に尊長の死亡なられたとあれば、婦人は頭髪を解いて結髪になし、初七日の墓参が終へる迄はかうして居る、又葬式當日の服装はと云へば、男子は紋付の羽織に袴を着け、羽織の左肩先に長四寸巾二尺程の黒紗か絹を縫ひ付け、帽子の廻りにも同じく黒紗を巻く、洋服なれば上は燕尾服中はフロックコート(上下とも)で、襟には白のニエツクタイを用ゐ、帽子肩先とも和服と同様黒紗を付ける、婦人が見送りの時は、なるべく質素を旨とし、身分ある者は冬は白無垢の少袖(輪子又は羽二)三枚重、夏は絹の重若くは白帷子を用ゆる、然し何處迄も質素を貴ぶのであるから、おしろい、紅などを着けてはならぬ。

喪中は狼りに外に出ないやうになし、又荷めにも笑ふたり、卑しき行があつてはいかぬ、食事は初七日迄精進料理で、日々供物燈明を怠りなく、さうして永く禮拜をなすのだ、三十五日には死者の遺物を戸主が夫れく選擇んで、蒸物に添へて近親の者に贈つてやるなど、其重なる事柄である、尤も近頃は香奠を贈つた先々へ、饅頭其他の引物を届けるのを廢し、此金を以て土地の貧民を救ひ、或は慈善病院、學校、孤兒院、養育院等多くの公共團體に寄附するのが流行で、著者も此主義を大に賛成して居るのだ。

▲忌服 左は「忌服は武家の制を用ゐる京家の制を廢す」と題し、明治七年十月第百

葬儀

八號を以て、太政官より布告されたもので、詰りは幕府の忌服令を用ゐられて居る、
今其要點を摘んで紹介の勞を取らう。

(一)	苗族父母 母方	十日	三十日
(二)	曾祖父母 全全	一日	九十日
(三)	祖父母 全全	二三日	百五十日
(四)	父母	十五日	十三ヶ月
(五)	嫡母	十日	三十日

忌

服

(六)	繼父母	十日	九十日
(七)	夫	三十日	十三ヶ月
(八)	夫の父母	三十日	百五十日
(九)	妻	二十日	九十日
(十)	子(嫡子)	二十日	九十日
(十一)	末子並娘	十日	三十日
(十二)	養子	十日	九十日
(十三)	養女	十日	三十日

葬儀

葬儀

(十四) 伯叔父姑	父方	二十日	三十日
(十五) 兄弟姊妹		二十日	九十日
(十六) 異父兄弟姊妹		十日	三十日
(十七) 孫(嫡孫)		十日	三十日
(十八) 末孫女孫		三日	七日
(十九) 曾孫支孫		三日	七日
(二十) 從父兄弟姊妹		三日	七日
(廿一) 甥姪		三日	七日(四日)

(廿二) 七歳未満

- 一 父母は三日の遠慮若し日敷を経て聞及び候時は遠慮に不及
- 一 七歳未満の娘に智養子を爲し養子死去婚姻未済者は養母に不相成伯母の忌服を受く
- 一 七歳未満の子他の養子に相成死去候共實父母は遠慮三日兄弟姊妹甥姪は遠慮一日
- 一 從弟七歳未満にて死するも一日の遠慮
- 一 七歳未満の者の親類死去し八歳に相成右死去の趣聞込みたる時は父母は其の

葬儀

聞込たる日より五十日の忌十三ヶ月の服を受け其の他の親類は忌服日數殘餘あれば殘日數だけ忌服を受く但遠慮に不及

聞喪

一 遠國に於て親類の死去を聞込たるを聞喪と云ふ父母の死は其聞込たる日より更に五十日の忌十三ヶ月の服を受け、其他の親類の忌服は聞込たる日に於て未だ忌服の殘餘あれば其殘る日數を受け、已に忌の日數を相立たるときは其日一日遠慮

重忌服

一 例へば父の忌服明けざる内に母死するときは之を重る忌服と云ふ、然る時は母死去の日より更に五十日の忌と十三ヶ月の服を受け父の忌服の殘餘は之を受けず

一 重き忌服の内に輕き忌服を受けたるときは其重き忌服中に輕き忌服の日數終るときは別に忌服を受くるに及はず例へば父方祖母の忌三十日服百五十日の間に於て從弟の忌三日服七日を受けたるが如き類を云ふ

▲弔文の作り方 死者の忠孝德行を擧げて賞賛し、此人物を失ひしことを惜むべき旨を、表したものでなければならぬ、然して文章は簡明に、読み方も尊嚴に、時々

つかへるやうでは聞苦しくて、其上聴衆の笑を受ける、故に稿成れば幾度か朗讀し、慣れた上で現場に出で讀むがよい、此際は音聲等も關係するに依つて、或時は高く或時は低く、所謂其當を得無いと立派に聞けず、従つて聴衆に感せしむる譯に行かぬ、思へば却々至難いものである。

▲弔文の實例 星亨の葬儀に、伊藤博文侯と板垣伯とが讀み上げた弔文は、左の如きものである。

衆議院議員從三位勳三等星亨君本月二十一日東京市參事會議室に於て兇豎の戕する所となり遂に薨す、吁嗟悲哉君や剛明超邁の資を以て力を國事に致し勇往果決遂

げずんば止まざるの概あり其我會に在るや奮勵其事を擧げ人皆幹局に服す其功たる豈偉ならずとせんや而して今や不幸兇刃に罹り忽焉玉碎す曷ぞ我會の爲めに歎惜すべきのみならんや寔に昭代の遺憾なり今其葬に會し悲痛慘愴哀哭已むなし恭ふて吊す

明治三十四年六月二十六日

侯爵 伊藤博文

嗚呼回顧すれば今を距ること二十年前星亨君の始めて自由黨に加盟せらるゝや産を傾け黨に殉し身を以て其衝に當る當時政友の擧げて畏敬する所たり抑々君の如きは天資傑出明治維新の際已に英學を修め更に倫敦に遊べり君にして

朱紫を拾ふ其易きこと芥の如けん而して君風に經世の大志を抱き一朝驟然として起つ侃に認に専制の政府に抗し爲めに獄窓に繋がるゝこと前後兩回憲法發布に及て纒に青天白日を仰ぐを得たり其萬難前に當るも敢て避けす愈よ厭て愈よ奮ふ君の如きは眞に大丈夫の士と云ふべく今日憲法の成立君が不撓不屈の精神蓋し與かりて力あるを信するなり又彼の君が國會議場に於ける手腕及び君が伊藤總裁を輔けて政友會の創立に全力を致せしは事術赫々人の耳目に在り敢て茲に贅せず唯深く悲む憲政の前途頗る君に須つものあり不幸にして奇禍に罹り其春秋に富む有爲の材を以て空しく逝きしこと然り然りと雖も君の遺業を繼成すべき新舊の友雲の

如く群り來りて君の柩前に哭す君の靈亦爲めに少しく其目を瞑する所あれ嗚呼哀哉

明治三十四年六月廿六日

老友 板垣退助

▲東郷大將の弔詞 左は三十八年一月二十五日の、海軍將校合併葬儀に於ける東郷大將の弔詞、閉塞隊員に授けた感状とも見るべきもの、即ち左の如しだ。

旅順開城の報を得て邦家の爲に慶喜したると同時に私情として絶望したるは終に

生存せる諸子を見る能はざりしこと是なり爾に客歲四月三十日第三回閉塞の行を

送りて三笠艦上に諸子と共に訣別したる以來茲に半歲有餘其間作戦の進行に伴ひ

寤寐に忘れざりしは諸子最後の消息なりし固より此獻身報國の此圖、生還は諸子と共に我等戦友も期待せざる處なりしと雖も尙衷心の情誼は奉公の間に於て諸子に諸子が萬死の裡に一生を得たらんことを祈望するを禁する能はざりし然るに今や遂に其空望に歸したるを知る更に哀悼痛恨の増すあるを覺ゆ回想すれば彼の閉塞實施の當夜南風俄に吹荒れて各船相失し爲に豫定の計畫多少齟齬したるに拘はらず忠勇義烈なる諸子が風濤に屈せず敵火を冒して斷然死地に邁進したる結果は豫期以上の效を奏して敵港の閉塞を達成し以て當時我聯合艦隊の最重任務たりし大軍の海上輸送を容易ならしめ百有餘隻の運送船連綿黃海を渡りて揚陸地に達し十

數萬の大兵相踵いで上陸進攻するに當り其間一つも敵襲の危懼無からしめたるもの實に諸子等決死敢行の與力最も大なりとす爾來海陸の作戰順を追ふて進歩し諸子が封鎖したる敵艦隊は悉く殲滅し諸子を猛撃したる敵要塞も終に陥落するの果を見るに至りたることを觀すれば又諸子等忠死の切其因をなせりと謂ふ可し若し夫れ此企業の勇烈なるに至りては海軍歴史ありてより空前の壯舉武人の一生に選ふべき死所として之れに優れるものなく以て一生を激勵し後進を感奮せしむるに足る惟ふに諸子の形體は旅順の港外に消滅したるも赫々たる其武名は永く史乘に活動して萬世不滅の好艦たるべし一死の榮何者か之れに如かんや諸子夫れ瞑すべ

く我等戦友亦以て慰むべきなり本職會々京地に在りて茲に諸子の葬に會し聊か懷
を述べて我聯合艦隊戦友の弔詞に代ふ諸子靈あらば尙くば來り獲けよ

明治三十八年一月二十五日

聯合艦隊司令長官 東郷平八郎

▲式上演説の方法 此演説は何處までも、哀悼の誠心を以てせねばならぬ、苟くも
輕佻の態度を示し、浮華の辭を述ぶるが如きは固く禁するものとしてある、外の事
と違ふて長さことを欲しない、出來得る限りは簡單に明瞭に、痛く人物の訃を悲む
ことを表し、聴衆をして深く同情の感に泣するの念を、起さしむる必要である、思

ふに演説は其人の巧拙に依りて弔文朗讀よりは、より多く聴衆を感せしむるもので、
星亨の葬式當日江間氏が致した演説の如き、誠に痛激なるものであつた、要するに
此演説を爲す際は何處までも、哀悼といふことを忘れてはならぬ。

▲演説の實例 左は明治三十四年十二月中井兆民居士の遺骸告別式を行はれた際、
青山墓地の祭場に於て、大石正巳氏が演説の大意である。

兆民先生は一片愛世愛國の念を以て、公生涯を送りたるものにて、其政界に立つも
其商界に在るも悉く其念に外ならない、世人或は先生を目して極端變屈なる如くに
解釋し居るが、先生の見地よりしたならば、却つて世人を極端變屈なりとし、專制

一三三
 壓抑の本に於ては自由民権の主義を唱道し、官尊民卑の時代にあつては、自由平等の意見を鼓吹し、而して一世を指導致した、又帝國議會の開くるや其議員たりしと雖も議院の不能無力なるを知つて、名をアルコール中毒に藉りて暗に其腐敗を諷し、翻然議院を去た、其舉措尋常人の意想外に出づる、此の如しで、而かも愛世愛國の一念に至ては一日も忘るゝ所がない、更に學者としての先生は宇宙萬象を覺りて研究に供し専ら國家人類の爲にありて倦む所なく、死後尙屍體を解剖して醫學に貢獻したるが如き、洵に多とすべきである、斯く先生は國家を愛する切なるに拘らず、國家は先生を忘れて居る、先生の死、實に國家の爲め惜まざるを得ない。

●●●●●
▲死去の廣告文

前書面の外に、死去の廣告を新聞に出すのは、近頃大に流行し且つ便宜でもある、然し餘り知己親戚もなきに、只徒らに外觀張つての廣告などは聊か注意せねばならぬことである、茲には参考として廣告文の作り方を掲げる。

何々儀久敷病氣の處療養相叶はず何月何日死亡候に付此段不取敢廣告候也

追て葬式の儀は來る何月何日何時何處出棺何寺にて佛葬(又は神葬)相營候但し

生造花等御寄贈は生前の遺志に依り御斷り申上候

月 日

葬 儀

男

某

一三三

兄 某
 親族 某
 友人 某

右の廣告文は、新聞廣告を取次營業する者があれば、そこへ頼めば間違なく出して呉れる、文章は何時も定まつて居るが、出来る限り簡短に要領が分ればよい、左の實例などに依つても之を明かに、知ることが出来やう。

▲廣告文の實例 左は元勳副島種臣伯の薨去に付て同邸より朝日新聞に廣告せしもの、參考迄に掲げる。

樞密顧問官正二位勳一等伯爵副島種臣儀豫て病氣の處養生不相叶一月三十一日午後十一時五十五分薨去致候間謹告候也

追而送葬之儀は來る六日午後一時豊多摩郡千駄ヶ谷村宇原宿自邸出棺青山共同墓地に於て神葬式執行致候尙は生前の遺志に依り生造花等の御寄贈は堅く御斷り申上候

明治卅八年二月一日

親戚
 子爵 勘由小路 資承
 子爵 千種 有梁

子爵 大宮 以季
友人 伯爵 大隈 重信

▲送葬御禮廣告文 既に死去の廣告を新聞に出す以上は、必らず送葬御禮の廣告をば、葬式翌日後の新聞に二三回引續き、致さねばならぬものとなつて居る、處で其廣告文の作り方は、先づこんなものを見ればよい。

何の誰儀送葬の節は遠路御會葬被成下難有奉深謝候混雜の際御尊名伺洩も有之候に付乍畧儀紙上を以て御厚禮申上候也

月 日

何 之 某
親 籍 一 同

▲端書にての通知 死去を端書にて通知する場合も、略は前廣告文と大同小異で、多、出す時は活版所に托して印刷に付し、文字の四周を墨にて圍むのを常例とする、又前廣告を致しても別に會葬者には禮狀の端書を出すのだ。

▲谷中共濟會々則 これは東京谷中齋場を永遠く保存して、祭祀葬儀に便利を計り、豫ねては墓地を巡視する目的より、右の如き會則を設けたのである、今其全文を掲げて讀者の參考に供さふ。

第一條 本會は谷中共祭會と稱し谷中齋場を永遠保存し祭祀葬儀の便を計り墓地巡視を目的とす

第二條 共祭會は寄附者を以て會員とす

第三條 共祭會の事務は上野櫻木町三十五番地谷中齋場内に於て處理す

第四條 共祭會は現在の齋場及器具を所有し尙別紙豫算及方法書の通り修理し維持費を保管す

第五條 共祭會には委員若干名及常任管理者を置く委員は任期を三ヶ年とし金二十圓以上の寄附者をして選任せしむ常任管理者は委員の互選を以て

定む

第六條 委員及管理者には報酬を給せず但し實費を要するときは委員の協議により共祭會の維持費中より之れを支辨す

第七條 委員管理者の外中島喜平を業務擔當者と定め管理者の指揮を受け齋場の維持墓地巡視に任せしむ

第八條 業務擔當者は齋場内に居住せしめ實費を辨償す其額は委員の協議に任す

第九條 委員は毎年計算書を調製し二種以上の新聞紙に廣告すべし

第十條 寄附者たる會員は別に定むる墓地巡視及齋場使用細則に定むる権利を有する外一切の權利義務を有せざるものとす

第十一條 本會經費は齋場使用料其他の雜益を以て支辨し殘餘あれば維持費に編入するものとす

▲同齋場業務規則 左は谷中墓地で葬儀を執行するに付ての齋場の規則で、前會則と共に聊か見るべき利益あれば、茲に紹介することゝは致した。

第一款 祭祀葬儀施行手續

第一條 谷中齋場は神祭佛式及葬儀を執行すべき所とす

第二條 同齋場内を二に區別し神祭佛式の儀場を異にす

第三條 同齋場を使用せんとするものは廿四時間前に本會事務所に申出で使用時を定むべし

但し急速を要する場合及其使用一部に過ぎざることをは此限りにあらず
第四條 本會齋場には齊主を常住せしめ祭祀葬儀施行の都度施主の需めと應ず
第二款 靈祭法要

第五條 本會齋場に於ては春季中分の日秋季中分の日午前第十時より共同墓地に埋葬ある死者の靈祭法要を営む

第六條 本會に於ては喪主若くは施主の依頼に應じ何時にて靈祭法要を執行す

第三款 墓地巡視及齋場使用

第七條 本會に墓地番人二名以上を置き毎日墓地内を巡視せしむ會員所屬の墓

碑表及外柵樹本等損害あるときは其時々所有者に通知するものとす

第八條 寄附金の多寡により會員を三種に區分す

甲 參拾圓以上寄附者

乙 拾圓以上寄附者

丙 拾圓以下寄附者

第九條

齋場及附屬の葬祭具を使用せんとする者は左の規定に準ひ料金を出す

甲種會員 永代無料

乙種會員 一代無料

丙種會員 一回無料

第十條

會員外の使用料は左の規定に依る

會員外會葬者五百人以上 金拾五圓以上

同 二百人以上 金八圓以上

葬儀

二二六

右某明治何年何月何日午(前)何時何分何郡何市町村何番地に於て死亡候間別紙醫師の診断書相添此段及御届候也

年月日

戸主

何

之

誰

何郡何市町村戸籍吏何之誰殿

▲埋葬依頼文例 此は神官教導職に、葬祭の事を依頼するときはの書面で、端書でも封書でも何なりと差支はない。

何府縣何郡區何町村何番地

何

の 某

何年何月何日生

右之者儀本日何時病死致候に付明後何日何時神葬祭執行仕度就ては何處の墓地埋葬可仕候間此段御依頼申上候也

年月日

何

の

某

何神社事務所 御中

葬儀

二二七

祝祭

祝の式を行ひ、祭典の式を行ふには、其種類に依り其時に應じ方法を異に致して居る、殊に祭典の如きは廣き意味に於て茲に紹介するならば、優にこれのみにても一冊の書を爲すべく、行り方の複雑なること實に甚だしい、故に著者は許す限り順序正しく且精密に各方面の事實を捉へ來つて、紹介するに力めやう。

諸種の祝式

▲祝捷會 近頃は大分祝捷會が流行した、夫れも其筈で、戰國の世の中内外に在る

者の如何を問はない、苟くも我國民たる以上は戰捷の報と共に之を祝し、一には勇武なる將卒の熱誠を感謝して、舉國一致人氣を喚起し、以て彼れ敵國に當らねばならぬ、そこで祝捷會には、豫め如何なる準備をすればよいか、して嶄新なる方法であるか、如何にすれば祝上も整頓して何の遺憾なく會を濟ます事が出来るか、此邊は大に研究すべき事柄である、今著者の信する所を示し、終りに實例を引いて參考に致さふと思ふ。

- 一 有志者の多きを望むこと
- 二 服裝を一定すること

三 成るべく輕装すべし

四 會場を充分に撰ぶべし

五 集合及び會場時間を嚴格にすること

六 豫め役員を定め置くこと

七 當日に催す事を豫め有志に意見を求むること

八 費費を省略すること

九 途上の警戒を充分ならしむること

十 儀式中は最も靜肅になすこと

十一 催し事は野卑に涉らざること

十二 屋外の場合には酒を禁ずること

十三 會員の章は帽子又は徽章なること

十四 豫め其筋に届出づること

等は其重なる事柄である、かふいふ點に能く行届いてをらぬと、會場は殆んど亂雜して仕舞ふ、就中費費を省きて、何處までも眞意より祝捷の意味を表はすは何よりで、只々形式張つて萬事を飾つたのでは面白くない、否な外征の兵士方に向つて相濟まぬ、祝捷を利用して自分輩が無意味の快樂を求むる譯で、却つて世の笑ひ事と

なる、催し事の野卑に涉らざることなども、同じく此點に存するのである。屋外の場合には断じて酒を廢すべく、さうせんと全く秩序を亂し、其結果は飛んだ失態が起る、兎角酒を飲まぬうちは眞面目で、耻も外聞も能く心得て居るが、一朝酒に酔ふと本性を失ふ、失ふて後では申譯が立まい、祝日の前には役員を選び、そして夫れく係りを定める、撰ばれた者は熱心に其職を全ふして、祝捷の實を擧げる事に力める。

當日は屋外即ち公園若くは提打行列を舉行するとせば、豫め一定の集會場を報告し置きて、集會の時間も間違はぬやうにする、兎角西洋時間の如く行かぬのが今

日の例で、午後一時と云へば四時頃でなければ、一同勢揃も出來ず、而して會を開く譯にも行かぬには困る、此邊は十分に勵行して貰ひたい、會場には豫め役員が詰めてかけて、開會の準備を整頓する、會員が行つてからゴタ／＼するやうでは、遂に亂雜に終るのである、して會場に於ける祝式の順序は大略左の如く心得ればよい。

- 一 何時何分會員一同着場
- 二 會員は指定の場所に各自整列すること
- 三 式擧行の報を鐘太鼓煙火にてすること
- 四 會長の祝文朗讀

五 終はつて順次祝文朗讀

六 樂隊は其前後に於て吹奏

七 天皇陛下萬歳を三唱すること

八 次に陸海軍萬歳を三唱すること

九 式終はつて諸多の餘興をなすこと

十 折々祝意に因する煙火を揚ぐること

十一 閉會の旨を號報すること

十二 役員殘務を十分に整理すること

等である、最も夜間の祝捷會にて、提灯行列をなすべき場合は、後に述べる方法に従ふがよい。

▲祝捷會の實例

左は旅順陥落に際し、東京市民が熱誠なる祝捷會を開いた、當日の様である、若し夫れ之を讀んだならば、準備の参考ともなるであらう。

東京市の旅順祝捷會は、三十八年一月八日午後二時、日比谷公園運動場に於て開かれた、今其の概況を記せば、準備委員の人達は早朝から、式場に詰掛けてその準備に怠りないのは無論のこと、日比谷正門を始め、其他霞關、幸門には、各大國旗を交叉し、運動場の東向の西寄に設けられた式場には、各國の國旗を蜘蛛

手に掛け渡されて有り、式場の兩側には奏樂隊が陣取て居る、運動場の周圍は、各區民團體の休憩所に宛てられた、又麥湯接待所及び駒込病院から派遣せられた、臨時救護員等の人々が、要所々々に配置せられて、萬一に供へてあるなど、諸般の準備は遺憾なく盡された、特に前日迄は氣遣はしかつた天氣も朝來麗かに晴れ渡つて、稀なる好日和となつたので、午後一時頃からは、豫ねて申込んで有る各區の會員は、或は樂隊を先頭とするもあれば、或は會名を記した大旗を押立て、式場に詰寄せる會衆は、無慮四萬人の多きに達した、かくて二時となり合圖の號砲、一發轟然と中天に響くや、幾萬の會員は何れも天幕内なる定めめの式場に集合

した、市の名譽職や各區長及び市吏員等は、正面に在る高壇の左右に沿ふて、夫々整列し、又各區の會員團體は、式場の兩側即ち西より東へ、麻布、芝、赤坂、麴町、下谷、淺草、四ッ谷、牛込、京橋、日本橋、深川、本所、神田、本郷、小石川と云ふ順序で、橢圓形を描いて參列した、そこで尾崎市長が先づ、式壇に登つて祝捷文を朗讀された後、寺内陸軍大臣、山本海軍大臣の一場の挨拶があり、夫より樂隊が「君が代」の曲を吹奏した上、尾崎市長の發聲で、天皇陛下萬歲、陸海軍萬歲を三唱して全く式を終つたが、餘興として奏樂煙火の催しがあつて、午後二時三十分無事散會を告げたとは、何んと清素にして、盛大なる祝捷會では

あるまいか。

▲在外祝捷の實例 外國に於ける我邦人が、祝捷をするといふ場合には、左の實例こそ最も参考にならうと思ふ、又内地人の爲めにも一應知つておけば、少なからぬ利益ともなるに相違ない、今それが布哇に於ける一斑を紹介する。

旅順陥落の大快報が一度び絶海のホノル、に傳はつた時には、在留幾萬同胞の歡喜は實に非常な者であつた、各島の耕地へは直ちに無線電信を以て、此旨を早速報知した處から、内外人の我領事館に向つて祝賀の意を表する者陸續として絶間なく、各邦字新聞の號外は全市中を沸騰せしめ、外字新聞迄が總て競ふて、日本文字を以

てその號外を轉載する有様であつた。

在留全同胞は祝捷の第一として、提灯行列を行ふことに決定して、一月三日午後六時から種々様々なる趣向を凝らした、無慮一萬の參列者は無数の紅燈を掲げて、當市のア、ラ公園に集合したので、流石に廣い公園も實に立錐の地も無き許りの盛況であつた、臆て七時に及び轟然たる一發の砲聲と共に、布哇音樂隊の劍院たる演奏が始り、同時に當夜の司會者たる、正金銀行支店長岸幹太郎氏を第一に、數番の快活なる演説があつた、これが了るや數萬の群集は波濤の如くに動き出し、此夜特に政府から派出せられた、四名の騎馬巡查を先驅とし、音樂隊が之に次ぎ總指揮官の

先導で、豫定の如く勢良く市中を練廻つた、沿道の各邦字新聞社及重なる日本の大商店は、何れも各々得意の趣向を廻らして、ドレーの満飾をなして劣らず景氣を附けて居る。

又市街の兩側では無数の白人や土人等が、塔を築いて觀覽に餘念なき間を、萬旗萬燈、數町に亙る團體が活動するのだから、市中を擧げて火の海とでも化したかど怪む位、斯てこの紅軍は順路を経て我總領事館に詰め寄せた、そこで館の内外に充満したる幾萬の群集は、旗を振り帽を揚げて之に應ずる有様は、恰も萬軍の大勢が一齊に鯨波を擧げたかと思はるゝ許りで、爲めに背後の山も將に震動せんとする有

様で當市未曾有の盛觀であつたとは何んと盛んなことではあるまいか。

領事館を出て行列は更らに、知事カータ氏の邸及び英國領事、各内外新聞社の前で萬歳を三唱したが、何れも各員禮裝整列して丁寧に答禮をされたのは一同の深く満足した處であつた、當夜我同胞中には種々奇抜な扮装をして、白人土人を驚歎させた者多き中にも、布哇耕主組合の小澤健三郎氏が、甲冑に身を固めて軍扇を持ちて、有志の面々四十七士の甲冑組を率ゐて居たのは、殊に白人を驚かした様であつた、當日は豫ねて祝捷に熱狂した餘り、輕卒粗暴の行動無き様一同へ注意があつた爲め、此の未曾有の大祝捷會に、何等の失態もなかつたのは、外人に對して大に稱讚して

宜しい譯で、殊に同地に在留する同胞が皇軍の連戦連捷するに随つて、益々日本國民たる面目を發揮しつゝあるのは、吾人の感謝措く能はざる處である。

▲祝文作法及朗讀法 祝捷會に於ける祝文は、即ち功業徳美成績等を含むのであれば、なるべく賞賛の辭を高ふし、自からも又喜ぶの意をば示さねばならぬ、而して何處までも眞面目に怒らず笑はず悲しまず、莊嚴にぞして音聲も朗々四邊に響くやう讀み得てこそ、始めて聽者に感興を興ふるのである、これは却々至難しいに依つて充分に讀修するが肝心であらう、總て祝辭を讀む際には衣服も清潔に、成るべく和服なれば羽織袴(但羽織は黒紋付に限る)洋服なればフロックコートがよい、然し如何に立派な風

采を致したからとて、猥りに怯懦るやうでは、他所から見ても誠に見苦しいのだ、必らず落付いてするのが必要である、祝文朗讀は何かの報告とは違ひ、極短かくてもいけないが長くてもいけない、ごちらかといへば短かでも能く分かる方が増であらう、茲に文案を掲ぐるの煩を略したれば、讀者も宜しく次の實例を參考して貰ひたい。

▲祝捷文及答辭の實例 左は三十八年一月七日旅順降伏の祝捷を、日比谷公園内に開かれた際に、市長の祝捷文及び東郷大將の答辭であつた。

祝捷文

旅順口竟に陥る乃ち東京市民茲に相會して我軍の大捷を祝す夫れ旅順口は山海の

險要にして北清の樞區なり露國の滿洲を經略するや取りて以て根據となし七ヶ年
 の久しき巨萬の資を投じ天然を利し人力を極め經營慘憺其要塞の堅固天下目して
 殆ど攻陥すべからずとなす然れども我軍の一たび之に迫るや剛健不屈寒暑を冒し
 祁寒を凌ぎ幾多の難戰苦闘を重ねて遂に其死命を制し敵をして折伏降を請はしむ
 るに至る是れ固より上 陛下の威徳に因ると雖亦我陸海軍將士の偉烈に仍らすん
 ばあらず
 抑も要塞の攻陥は近世戰術上最も難しとする所たり而も我軍將士の勇敢壯烈なる
 寸土尺地之に代ふるに血を以てし之を取るに肉を以てし遂に險要を破り頑強を挫

さ此の新春祝賀の日に於て此の無前の快報を齎らす吾人豈に拊舞欣躍せざるを得
 んや思ふに我陸軍の主力既に敵の全軍を沙河の北方に擊攘し我海軍亦既に敵の東
 洋艦隊を剿滅せり今や旅順口我に歸して戰期將に轉進し戰局更に面目を新にせん
 とす茲に市民祝捷會を舉行するに當り恭しく 天皇陛下の萬歳を祝し奉り併せて
 陸海軍將士の勳勞を謝し且つ速に宣戰の主旨を貫達せんことを祈る

明治三十八年一月七日

東京市參事會

東京市長 尾崎行雄

東郷大將の答辭

開戦以來十有餘ヶ月終始 大元帥陛下の御威徳に因り勇武なる攻圍軍と協同して
旅順一局の敵を殄滅するの戦果を收め得たる我聯合艦隊の與力に對し茲に深厚な
る頌詞を忝ふし誠に感佩の至りなり尙ほ今後の敵に對し益々奮勵充分の力を竭し
以て陛下の聖旨に副ひ奉り且つ各位の厚意に背かざらんことを期す

聯合艦隊司令長官

海軍大將 東郷平八郎

▲祝電文 祝電文は極簡短に、そして極明瞭に書きて最奇電信局に至り、詳細に手

續をば聞き合せて、然る後に出すがよい、電報文の書き方が悪いと全く意味を取り
違ふところがある、是等に關し世間には随分可笑い話もあるので、切角熱誠を込めての
祝電が、先方をして何の意味も感せしめぬのみか、時には不快の念を起さしむるな
ど、決して無いとは斷言し得られぬ、又重複の文字を入れぬやうに注意し、且尊敬
の辭を高ふするのだ。

▲山本大將の祝電 三十七年三月十三日第四回旅順口攻撃に付て、我艦隊は敵の要
塞砲火の下に、優勢なる驅逐艦と戦ひ、奇功を奏したことは諸君も定めて御承知で
あらう、此山本海軍大臣より東郷司令長官に送つた祝電は左の如きものだ。

第四回旅順口攻撃の捷報に接す惟ふに驅逐隊の對戦は未曾有の壯舉に屬し特に優勢なる彼れを退撃して之を遁竄せしめ其一艦を捕獲したる如きは一大成功と云ふべし是に 大元帥陛下の御威徳に由ると雖も亦我將卒の勇敢なる行動の致す所たるを確信す而して此の交戦に於て我艦隊の間接射撃の有功なりしは亦疑を容れざる所なり茲に祝意を表し併せて閣下及麾下諸員の健康を祈る

▲伊東軍令部長の祝電 又前に記した旅順口攻撃の大捷に際して、伊東軍令部長より東郷司令長官に送られたものは左の通りである。

第四回旅順攻撃の報に接し計畫の適切にして實行の確實なる時に驅逐隊の勇敢な

るは我海軍の智能と武勇とを頌表するものにして感喜に堪へざる所なり之と同時に其負傷者に對しては深く同情を表し速かに其快癒を祈り其戦死者に對しては深く吊意を表す

▲祝捷旗及び提灯行列 單に旗及び提灯を持つて、行列をなす場合には、同じく一定の集会所を定め、幹事は嚴重に取締り、會員一同も必らず此指揮の下に秩序を紊さぬがよい、一同集まつたと見たら、先づ東京なれば宮城前に整列して、天皇陛下の萬歳を三呼し、次で陸海軍省 參謀本部、さては時の戦争に臨まれた將校方の門前に整列して、萬歳を三呼して祝捷し且つ感謝の意を表す、夫れが終はると一同

日比谷公園によつて来て、茲に始めて散會を告げるのが普通で、これより外に催ふ
 しの方法はない、だが或時は用もなき所などを、見よがしに歩き廻はることがある、
 餘りと云へは形式に流れて却つて世の批難を受けるのみか、祝捷の主旨に背くか、
 と思ふ、又地方に在つての祝捷行列には、東京の如く官省もなければ、先づ一定の
 場所はしよに集會し、夫れより東京の方を向いて 天皇陛下の萬歳を三唱し、次いで縣廳
 郡役所などの前にて祝捷の辭を述べ、終はつて公園地又は神社の境内にて種々の餘
 興を試み、解散する位の外は他に方法がない、時には遠足として山に遊び川に船を
 弄び、煙火等を打上ぐるもよいが、酒丈は是非とも廢めて貰ひたい、之が爲めに結

局種々の聖弊を生ずる、祝捷は決して普通の花見や何かと違ふ、道樂に致すの心得
 を持つてはならぬ、彼れ東京の大川筋及び小名木川、神田川、江戸川筋の渡船者は
 大祝捷會を催すに下の方法を以てした、即ち多くの船に大小國旗の飾をなし、永代
 橋下流に集まつて、午後六時一發の砲聲を合圖に、大小提灯高張或は炬火を焚いた
 三千餘艘の大小船を打揃へ、品川第二臺場附近に漕出し、萬歳を唱へて散會とは、
 海國民の祝捷としては、却々面白い企てであらう、又府下千住町の有志者が提灯行
 列には、先祖傳來の弓張提灯を懸して、堂々と押出した質朴な人もあつて、市中の
 人の目には奇觀を呈したが、虚飾を省いて赤誠を表する點に於ては、却つて頼しい

所が見える、夫れに付ても著者が前述せる如くに、外觀に流れず、豫め役員を定め秩序を紊さぬやうせぬと、或は外人の眼に映じて飛んだ笑を招くに至ることを恐れるのだ。

▲提灯行列の實例 左に旅順陥落に付て、赤坂區民が集合して、祝意を表した次第を述べて、廣く參考に供しようと思ふ、さて赤坂區内の有志者が一同提灯行列を催し、一先づ溜池通りに集つて、順路二重橋から陸軍參謀本部を歴巡り、萬歳を唱て赤坂見付を下りて、赤坂第三聯隊に參り、此處でも、萬歳を唱へて解散した、尙當日午後四時より青山御所及び第四聯隊を廻りて、青山の有志六百名は別れて、大山

大將の邸に赴き残る人々は乃木大將の邸より、第一聯隊及び師團司令部を廻りて解散になつた、此日は折りよく天氣もよかつたので、見物の人も先登を争つて、四方八方から寄り合た故、遂に人山を築き子女などは人と人との間になつて、進退する事が出来ぬ位實ににぎやかであつた。

▲祝宴會 これには卒業祝、入營祝、凱旋祝、病氣全快祝、開業祝など種々あるが要するに宴席に於ける準備の方法に至つては、殆んど大差なからうと思ふ、今一般に通ずる順序を紹介しやうか、先づ有志者即ち發起人が會合して準備の打合をする、此打合は却々肝腎なものだに依つて、眞面目にせねばならぬ、酒を飲み野卑なる場

所に於て、樂みなから協議は所謂小田原評議になるのである、此點は深く注意を要する、そこで協議の第一着は有志を募る件で、近い所は一々訪問して諾否を定め、ことも出来るが、遠くなるさうはいかぬによつて、是非共書面を送る譯になる、此時の文章は最も眞面目に極々要領を書いてやればよい、不用の文句などを竝べて却つて意味を取り違ふたり、乃至は先方の感情を損ふが如きは慎しむべきだ、前申した發起人は土地に名望信用ある人を加へぬと、即ち夫れが標準となつて、折角入會する人も『あの連中が發起人では』と、只一口に排斥するやうになる、何も祝宴會に巾を利かす事でもなし、發起人になつたからとて、別段に利益になる話でもなか

らう、即ち眞の目的を達するがためには、發起人の頭が揃つてゐないとまづいのだ。第二には會費の件で、場所に依り會合する者の身分地位に依り、一概に定められぬが、發起人は會場費、飲食費、雜費等を嚴格に豫算し、出來得る限りは會場飲食店と交渉して、後日行違のなきやう注意する、若し夫れによつて定まれば會場の決定に續いて開會期日を定める、これはなるべく多くの人に都合のよい時を計る、日曜祭日と云ふが如くで、又雨天は順延かどうか此邊も豫め有志に告げておかぬと都合を生ずる、第三に發起者が會場に於ける役割で、誰れは接對係、誰れは會計係とかう明かに分擔し、決して干渉を許さぬことにする、そして全般を指揮すべ

委員長見たやうなものは、會の整理統一上是非とも必要である、開會當日は役員凡そ二時間も前より詰めかけ、萬事差支なき様に仕度をする、特に應接員は來會者の下足、帽子、外套等に注意して、散會の際に相違なき様取計らふ、決して人夫共が失態に責を歸せしめ、己れは之を免かるが如き譯にては、斷して其役目を全ふしたとは云はれない、故に此場合には下足、帽子、外套を預る際、引換券を渡して置く、そして返す時に之と引換へる、引換券も成るべく破損紛失等の憂なきものを撰ぶべく、而して輕便なものがよい。

第三には開場の報告、第三には開會の旨趣を述べる、此時は豫ねて備への演壇、云

はイテーブルとコップ、水等が必要で、趣旨は發起人中の一人がする、夫れが終はると祝文の朗讀、演説等順を追ふてなすべく、終りに招待されたる本人の答辭とかふいふ順で、式を濟まして後でなければ決して膳部を運び、酒を出すのは禁じて貰ひたい、酒は人氣を荒くし、眞面目を失ふもの、祝文朗讀、演説中に酒飲を始めやうものなら、席は紊れ靜肅とか若くは嚴格とか申す意味が無くなる、朗讀する人、演説する人にはどの位致しづらいか知れぬのは、著者が久しき經驗に徴して疑を容れぬ、第七には酒を始める間もなく例の餘興をやる、餘り酔ふた後では興味が少ない、就中福引、音曲などの諸藝に至つては、正氣の間でない記憶に存せんだ、

此間係の者は會の亂雜を防ぐ爲に、充分の注意をして、なるべく共に酒を飲がよい、役員が先に酔ひつづれたなどあつては、何うして圓滿なる愉快なる局を結ぶ事は難い、散會の時間は必らず十時前とし、八時頃が最も適當であらう、第八には散會後の整理方で、之は申す迄もなく發起人が残つて跡を片付け、會場の主人に迷惑又は損害をかけぬやう、何處までも方法を付ける、さうして後ち發起人等同志が酒を飲むなり何なりして、其處を退くのが普通の順序として、現に今日行はれて居る。最後に一言すべきは會費徴收と報告の件で、會費は必ず會員が會場に入る前に入口の一間に係を置き、係は机の前に坐して直ぐに會費を受取り、然る後大間に通すの

がよい、後になつては會費を二度取つたり、乃至は取らんで仕舞うなど折々此例がある、閉會の翌日は、計算を明かにしたる報告書を一々會に集まつた者に見せる、さうせんと發起人の所行に疑を存するやうになる、否な發起人中には往々之を利用して、不都合を働くなど確かに余の耳に通つて居る、以上は其經過の大要で、これ丈を標準とすれば實際に當つて失態はなからうと思ふ。

▲園遊會の準備及案内 此れは單に宴會なるものと少しく、意味に於て方法に於て違ふて居る、だによつて聊か其概略を説明しやう。

そも園遊會は大低午後三四時の頃から始めて、六七時に至つて散會するのが例だが、

これは詰り來賓の便宜から割出したものに外ならぬ、そこで娯應其他百般の設備は夜會を開く場合と大同小異であるが、園遊會に於ては讀んで字の如く、庭園の中に設け且つ萬事簡易輕便を旨とするのだが、が、場合に因つては奏樂、打球、騎射等の設備をして、興を添へるのも宜からう、そこで園遊會を開くには、先づ來賓に對して招待状を出すのだが、その書式は普通左の如き者である。

拜啓來る何月何日何時より何々邸に於て、園遊會相開き申候間、御光來被下度此段御案内申上候敬具

年月日

何の 某の
同 何子

何の 某殿
同 夫人殿

▲賓客の席次 待招する賓客は其地位、尊卑も大低相同じにて、餘り高下なき人々を迎ふる様注意すべきものだが、實際は自然多少の等差は免れ難いものである故、豫め其官位動等に應じて夫々、相當の待遇をせねばならぬ譯だか、然し親密なる交際を旨とする私會などでは、かゝる區別は之を廢すべきものである、と云つて又餘

り亂雑でも困るから、此邊は時に應じて臨機の處置が必要だ、又或場合には内外人を同時に、招待せねばならぬこともあるから、かくの如き折には外賓の官位勳等の對等なる者は内賓の上席に置き、内賓を其次席にせねばならぬのだ。

▲粧飾室の設備 園遊會を開くべき邸内には、男女とも各粧飾室を豫め要意せねばならぬ、紳士の室内には數名の僕を置いて、來賓の外套帽子等を出入する際に、受取り整頓し又は返附せしめたりすることが必要である、特に外國の貴女紳士をも招待する場合には、多少外國語の心得ある接待掛を置くの便利なることは、茲に更めて言ふ迄もない。

▲來會者の注意點 園遊會に限らず如何なる諸種の會合に於ても、來會者たるものは、輕舉妄動をなして、紳士の對面を傷けない様、呉れくも注意すべきは勿論のこと、往々一寸した言語の行違よりして、喧嘩争論に及ぶなど、世間有勝の事である、茲には左に注意すべき諸點を示した。

- 一 大聲に談笑して、他人の談話を妨害してはならぬ。
- 二 衆客の間で他人に耳語するのは宜しくない故、もし是非とも耳語する必要があつたる場合には、宜しく他に場所を撰んでなすべきものである。
- 三 自身若くは自分の一身上に關する事柄等を談話の主題とするは宜しくない。

かゝる場合は交際社會の快活なる話をせんことに注意し、又一人稱の「余」と云ふ語を用ひぬ様勉めることが肝心だ。

四 一人の愁訴は十人の快談を妨げるものであるから、自分の病氣とか困難とかに關する事柄は戒めて貰ひたい。

五 宴會の席で食物に關する話をなすは、甚だ聞苦しいものである故、之は注意を要するが、又他の宴席の際の話をすることも、時としては當夜の宴會を諷刺するのかと誤解さるゝものであるから、是等も謹むべきである。

六 普通の宴席で、政治宗教など議論がましい、談話をするのは、往々激論する

に至るものだから之も避けねば可かぬ。

七 他人の談話を奪つて、妨害をするのは甚だ宜しく無い。

八 他人から何か話掛けられた際は、如才なく之に應ずるが肝心だ、只「然り」とか「否な」とか答へる許では、其人を輕蔑する様に聞えて無禮に當るのだ。

九 自分が話す時は平靜誠實な態度が肝腎で、他人の話を聞く際には喜んで謹聽するものである。

十 食卓に就てからは、可成宴會に働いて居る婦人に關する談話をするが宜い。

▲諸祝式に於ける神職の招聘 始業式を始めとし、開校、開通、架橋等の諸式を行

ふに當つて神職を招聘して、祝詞を朗讀して貰ふ例がある、此際の順序及び有様を知つておくことは、強ち不必要でなからうと信じ、不取敢茲に區別して紹介する。

▲開通又は架橋式 架橋又は道路開通式を行ふ順序は、先づ清祓式を行ふた上、式場の中央に神座を設け、祭典を執行して禍神の障害が無く、往來の安全なる様諸神に祈り、終つて事務の報告祝辭及答辭をするのだが、是等は前きの落成式の際に詳しく述べてあるから、茲では省いて置く、又橋梁の開通式であつた場合には、橋の兩入口に齋竹を立て、注連繩を張り、そして又川の下流に向つて注連繩を張つて置くのだ、次に水害無く又破壊しない様諸の神に祈り、報告祝辭等を畢つてから、

高齢者夫婦が玉串を奉り、拜禮し 始めて渡初をするのだ、これが済めば式を終へて一般人の通行を許すのである。

▲兩國橋開通式の實例 これは明治三十七年十一月十三日に行はれたが、右の式順を參考して、總ての準備に着手致したならば、大體に於てよからうと信ずる。

當日午前十時一發の煙花を合圖に式は開かれたが、さて此日は早朝より兩國橋附近の家々では、何れも軒頭に紅白の幔幕を引廻し、國旗軒提灯並びに高張等を飾付けて、なか／＼の好景氣である、式場は西橋詰で橋欄の上には三個の白熱電燈を飾付け、其上に大國旗を交叉し、數歩前には四本の大柱へ各國旗球燈等を蜘蛛

手の如くに吊し、附近の數ヶ所には天幕を張つて、來賓の休憩所に宛て、居る、新橋の上下流には健屋と玉屋とが數艘の舟を浮べて、時々花火を打上げ、尙ほ橋詰の低地には時々輕氣球を放つて、景氣を添へたが、行徳通ひの通運丸數艘も當日滿艦飾をなして碇泊した、又陸上でも諸所に各町有志者の寄附した種々の旗、數十旒を押立て、居るが、川風に翻へる有様は實に勇壯なるものであつた。應て定刻に至つて、來賓一同着席すると、市の助役丸山名政氏は新兩國橋架設工事に關する一切の報告をなし、次に尾崎市長は亮々たる奏樂に連て登壇し、舊兩國橋の經歷より新架橋の將來に於て、交通機關として有望なる旨を述べて、祝辭

に換へられた、夫より千家府知事本所日本橋兩區長の祝辭朗讀があり、終つて知事市長の先導で來賓一同渡初めをなしたが、此際特に目立つたのは例の年長者の中西重兵衛氏が茜木綿の蝙蝠傘に、白く九十一と年齢を染出した者を差しかざし、緋鹿の子の大黒頭巾を冠り、緋綸子の羽織に友禪ハギくの上衣を着て、福草履を穿き、老婆二人に伴られて、渡初めを爲したことであつた、これか終ると暫らく休憩して、大傳馬船三艘に來賓を乗せて、再び日本橋方面に戻りて、そして休息所に入り麥酒などの饗應あつて、式が全く終へたのは同十一時頃で、夫れより公衆の渡橋を許したものの故、人々先きを争ひ我劣らじと雙方より入亂れて渡橋す

る、雑踏さ加減と云ふたら此上もない、又開橋式執行中は絶えず花火を打上げ
るなど、實に吾妻橋以來の盛況であつた。

▲始業及落成式 事業を起さんとする者は、先づ第一に神明を祭つて其冥助を祈請
せねばならぬ、又その事業が成功した曉には、再び祭典を執行して報謝の意を表
すべきものだ、祭神の時は其事業に縁故ある神又は産土神を招請するのだが、普通
の儀式に依つて、祝詞には其事業を起す理由を述べた上、且つ半途にして禍事なく
能く事業の目的を達することが出来る様、成功せしめ給はんことを願ふべきもので
ある。

又成功式の場合には、神明の冥助に因つて成功したのだから、報謝し奉ると云ふ旨
を祝詞に述べて神饌を奉り、祝詞が畢つた後には、齋主以下関係人等が玉串を捧げ
て禮拜する、次に祭場の中で適宜の場所を見計つて其所に幣位を設け、関係者の重
たる一人が進み出で、一禮し、起業式の場合ならばその事務員等に對して盟約書を
朗讀するとか、或は誓約書等を讀めば可いのだが、此際に事務員等が答辭を述べる
のが順序で、その次が來賓の祝辭と之に對する答辭となる、その成功式の際ならば、
主人又は関係人が幣位に進んで一禮した後、成功事業の報告書を朗讀するとか、或
は功勞者に對して褒詞賞品を授與するもので、其後は神饌を取下げ、神の天に昇る

を待つて宴會を開くのである。

▲開校式 開校の式を擧げる場合には、先づ其講堂の上座に祭場を設け、式の如く祭典を行ふて天神地祇を招請し、學業の進歩致す様神の冥助を祈るべきものだ、そこで齋主を始め一同が禮拜を畢つたらば、教育勅語奉讀式を行ふのだがその儀式はと云ふに、校長一禮して壇前に進み出で、一拜して勅語文を奉持した上、二三歩退つて少し側さに寄り、生徒一同等に對して、正面又は多少斜に向ふて勅語を一戴して之を開き、面上に捧げて恭しく之を讀上るのだ、此際生徒等一同は身體を正しくし、少し許り首を下げ謹んで之を聽聞せねばならぬ、そして奉讀し終つたらば、

丁寧に之を原との如く巻き、一戴して壇前に進み、之を宮に納め禮拜して復席する、夫から更に生徒等一同に對して、勅語の主旨を敷衍して、教育上の演説をなすことが必要である、又祝日大祭日等に當つて、勅語を奉讀するにも、以上の方法ですれば宜いのだ。

祭典のいろく

▲祭典を行ふ場合 御承知の如く我國では昔しからの遺風で、上下擧つて敬神の念に厚い處より、上はやむことなき宮中の儀式より、下は日常の諸儀式に至る迄、神

を祭る際には特に神職に依頼して、神式を執行する場合甚だ多い、これは畢竟國風とは云へ、確かに我國民の美風であると云はねばならぬ、而して其神式を執行するのは何んな場合かと云ふに全國到る處に鎮座在ます神社の祭典から、四方拜、元始祭、紀元節、天長節、などの公式を始めとし、前に詳しく申した神葬式及び結婚式の外、鎮地祭、棟上祭、新殿祭、鎮火祭、祈雨祭、祈霽祭、平産祭、醸造祭、疫病祭、徴兵入營祭、魚祭、山神祭、水神祭、地震祭、風神祭等其他甚だ數多くて一々茲に擧げ切れない程であるが、然し是等は何れも皆各場合に依つて、執行する臨時祭で、それ／＼祭典の儀式方法なども異ふ故、其詳細の手續に至つては之を専門

家の神職に譲ることとし、茲では全國一般に普通行れる、神社の祭禮に關する事柄のみを申さうと思ふ。

▲祭禮の準備 一般祭禮に付ては各町總代を始め、豫め諸他の打合をするがよい、之れが又普通に行はる、順序で、總代の下に世話人見たやうなものを置く、總代は神社事務所と協議し祭典執行の方法を定める、かくして各氏子町内の事は例の世話人より一同に打合を致して貰ふ、夫れから後は各町の催し事で、山車、茶番狂言、活花、飾物等種々の觀覽物に對しては、何處までも野卑に流れぬやうにそして新趣向を凝らさせねばならぬ、殊に戰時の今日に於ては、一面は國民の意氣を發揮せし

むる爲め、一面は教育上裨益となるべき新案を以てし、徒らに華奢を極めることは喜ばない、祭典に關する古來の慣例として、敢て風俗を破り秩序を紊さぬ以上は、之を執行するもよからうが、時勢の上に於て忌み嫌ふべき事はするに及ばぬ、否な斷じて避けるがよい、要は只事の大袈裟なるよりは斬新新奇で、多く趣味あるのが面白い、其他は以下陳ぶる所を参考して貰ひたい。

▲祭禮の種類及月 先づ祭禮を別つて大祭、中祭、小祭、の三とし、大祭は、年度乃至二度、中祭は重に正、五、九の三月に行ひ、小祭は折々執行する、そして大祭は大抵三月より十月迄の間にする、中にも六月と九月と二月が多いやうに見受け

る、世間では此の正月を俗に祭月と稱して居る、そこで大祭の前日は夜宮と稱へて燎火をたき、神樂を演奏し、當日は又神輿が出て氏子中をば巡廻される、若し一日で氏子を廻はり切れぬとすれば、途中に「御假所」なるものを定め茲に駐まりさうして翌日若者が神輿を擔ぎ廻はる、神田明神の如きは市中の神社中で最も氏子が多いので、三四日も此所彼所の「御假所」に駐まり、漸く廻はり終へることになつて居る。

▲社殿と神酒所の設備 社は先づ殿内を淨めて、神輿をば飾り据へ、酒や果物を供へ、且幟を樹て挑燈を掲げることには都會も田舎も變りはない、氏子の町々では軒並